日本学術振興会

二国間交流事業 共同研究・セミナー 令和 7(2025)年度分募集要項

令和 6(2024) 年 6 月 独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

本事業は、個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チーム等の持続的ネットワーク形成を目指しており、我が国の大学等の優れた研究者(若手研究者を含む。)が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援するものです。

事業形態は、A 日本学術振興会と海外の学術振興機関(対応機関)との学術の国際協力に関する合意に基づいて行うもの(「対応機関との合意に基づく共同研究・セミナー」)(以下「A 対応機関枠」という。)と、B 我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う。)を対象として行うもの(「オープンパートナーシップ共同研究・セミナー」)(以下「B オープンパートナーシップ枠」という。)との二つがあります。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)」により申請を受け付けます。詳細は「6. 申請手続」を参照してください。

2. 今回募集する相手国・対応機関

注意(A、B 共通):

- ① 申請は申請者一人当たり、一か国につき共同研究又はセミナーいずれか一件限りとします。同一国への複数の申請はできません。
- ② 以下「A 対応機関枠」の対象国も、「B オープンパートナーシップ枠」の対象国に含まれますが、当該国との交流を希望する場合は「A 対応機関枠」での申請を奨励します。
- ③ 本募集による共同研究の開始日、またはセミナーの委託期間開始日において既に二国間交流事業 共同研究を実施中の代表者は、同一国との共同研究・セミナーには申請できません。
 - ※セミナーの委託期間開始日は採用年度の4月1日です。ただし、エジプトSTDF、インドDSTとのセミナーにおいては、6月1日が委託期間開始日となります。

A 対応機関と	対応機関別 申請要件ページ		
アフリカ	エジプト	科学技術イノベーション基金(STDF)	pp.14-15
7 7 9 20	南アフリカ	国立研究財団(NRF)	pp.16-17
アジア・中東	アジア・中東 バングラデシュ バングラデシュ大学助成委員会(UG		p.18
	中国	中国科学院(CAS)	p.19
		中国社会科学院(CASS)	p.20
		中国国家自然科学基金委員会(NSFC)	pp.21-22
	インド	科学技術庁(DST)	pp.23-24
		インド社会科学研究評議会(ICSSR)	p.25

	フィリピン	科学技術省(DOST)	p.26
	韓国	韓国研究財団(NRF)	pp.27-28
	シンガポール	シンガポール国立大学(NUS)	p.29
	タイ	タイ学術研究会議(NRCT)	p.30
	トルコ	トルコ科学技術研究機構(TÜBITAK)	1
	•		p.31
	ベトナム	ベトナム科学技術アカデミー(VAST)	p.32
オセアニア	ニュージーランド	ニュージーランド王立学士院(RSNZ)	p.33
ヨーロッパ	オーストリア	オーストリア科学財団(FWF)	p.34
	ベルギー	学術研究財団(ワロニー)(F.R.SFNRS)	p.35
		学術研究財団(フランダース)(FWO)	pp.36-37
	チェコ	チェコ科学アカデミー(CAS)	p.38
	フィンランド	フィンランド研究評議会(RCF)	p.39
	フランス	国立保健医学研究所(Inserm)	pp.40-41
		ヨーロッパ・外務省-高等教育・研究省	p.42
		(MEAE-MESR)	
	ドイツ	ドイツ学術交流会(DAAD)	p.43
		ドイツ研究振興協会(DFG)	p.44
	ハンガリー	ハンガリー科学アカデミー(MTA)	p.45
	イタリア	イタリア学術研究会議(CNR)	p.46
	リトアニア	リトアニア研究評議会(RCL)	p.47
	オランダ	オランダ科学研究機構(NWO)	p.48
	ポーランド	ポーランド科学アカデミー(PAN)	p.49
	スロベニア	高等教育科学イノベーション省 (MESI)	p.50
	英国	王立協会(The Royal Society)	p.51
注意	① 相手国側代表	者から相手国対応機関に申請がない場合	、我が国での申請は無
	効となります⊄	で注意してください。対応機関での申請受	付期間や提出書類の詳
		、相手国側代表者から相手国対応機関に問	
		っては募集分野が限定されていますのでこ	
		予定件数・分野等)は「14. 対応機関別の注	
	V '.	1 7 11 70x 70x 1 1 1 10x 7 10 7 10 10x 10x 10x 10x 10x 10x 10x 10x 10x	-10. 1 X1 C - PEPP VICE
	• 0		

B オープンパー	申請要件ページ	
ップ枠」)		
対象国	我が国と国交のある全ての国(台湾及びパレスチナについ	p.52
	ては、これに準じて取り扱う。)	
注意	① 相手国側代表者が相手国対応機関の「A 対応機関枠」	に申請している場合、相
	手国での申請は無効となります。	
	②「Bオープンパートナーシップ枠」での申請は、各年度一	件・一か国限りとします。

3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定されている研究機関(※)に所属し、申請日時点で科学研究費助成事業の応募資格を持つ者。また、原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であること(常勤職の位置づけについては、各機関の定めによる。)

ただし、所属機関において、研究環境(研究室・設備・人員)の整備等を含め、責任を持って本事業を遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者(科学研究費助成事業の応募資格は必要)でも可能です。

なお、申請者は採用後に代表者として、共同研究・セミナー開催計画の遂行に関して、全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。そのため、一旦提出した申請について、提出から採用決定までの間に代表者等の変更を行うことは認められません。また、委託業務実施期間中も原則、代表者の変更は認められません。

※科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定されている研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

4. 要件

対象となる共同研究・セミナーは、次の要件を満たしている必要があります。ただし、相手国・対応機関により個別の要件がありますので、「14. 対応機関別の注意事項」で確認してください。

	T							
事業内容 要件	共同研究	セミナー						
日本側参加者	以下の4項目のいずれかに該当する必要があります。							
	a. 我が国の大学等学術研究機関(3. の1)~4)の機関に限る。)において研究に従							
	事している者(奨励研究以外の科学研究							
	b. a. の機関において研究に従事しており、							
	するポスドク、大学院博士課程・修士課程							
	ん。)、採用期間中の本会の特別研究員、							
	c. a. に記載されている機関の名誉教授(たた							
	d. 上記 a. b. c. 以外で研究に従事している							
相手国側代表者	「A 対応機関枠」: 当該国の対応機関が所管	• •						
	する研究者。相手国側代表者から相手国対							
	細については「14.対応機関別の注意事項							
	「B オープンパートナーシップ枠」:交流対象							
	研究者。相手国側代表者からの申請書提出							
	加者に係る経費を負担しないため、相手国例							
	術振興機関等から得ることを奨励します(必							
	有無は審査にあたっての判断の一要素となる							
相手国側参加者	「A 対応機関枠」:相手国対応機関の規程に	準拠します。						
	「B オープンパートナーシップ枠」: 交流対象	象国に所在する学術研究機関において研						
	究に従事している者(当該研究の遂行に十	分な能力と経験を有するポスドク、大学院						
	博士課程・修士課程在籍者を含む。)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
第三国からの参加者	第三国の学術研究機関等に所属する者は、	原則として日本側及び相手国側参加者						
	となることができません。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
期間	「14. 対応機関別の注意事項」を確認してく	ださい。						
その他	下記の場合を除き、原則、第三国への出	我が国か相手国のいずれかで開催され						
	張は認められません。	る必要があります。						
	・学会等の国際研究集会での当事業の成							
	果発表							
	・研究遂行上必要なフィールドワーク							
	・当該国にしかない実験設備の使用							

5. 本会支給経費(「14. 対応機関別の注意事項」確認)

課題の実施に要する業務については、代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行

います。

本会は、次の経費(特に注意書きがない場合は、日本側参加者に係る経費)を支給します。国・対応機関ごとの注意事項(特に以下の《》内の経費の相手国との支給分担)は「14. 対応機関別の注意事項」を、また、一般的な経費の取扱いの詳細は別紙 1「二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取扱いについて」を確認してください。

① 共同研究	
外国旅費	共同研究目的地(原則として相手国)までの往復航空運賃、《滞在費等》
国内旅費	日本側参加者の共同研究の実施及び成果発表のための国内出張に係る経費
	《相手国側参加者の日本滞在に係る経費》
物品費	共同研究の実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費
人件費·謝金	共同研究の実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・
	回収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経
	費等
その他	通信運搬費、会議費(日本開催のみ)、印刷製本費、雑役務費等
注意事項	旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度委託経費総額の50%以上であること。

② セミナー								
②-1. 日本開催	②-1. 日本開催セミナー							
国内旅費	本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)に係る旅費							
	《相手国側参加者の日本滞在に係る経費》							
物品費	セミナーの実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費							
人件費·謝金	セミナーの実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回							
	収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費							
	等							
その他	通信運搬費、準備会・本会合及び整理会のための会議費、印刷製本費、雑役務費、レセ							
	プション経費、エクスカーション経費							
②-2. 相手国開作	催セミナー							
外国旅費	セミナー開催地までの往復航空運賃、《滞在費等》							
以下、日本国内で	要する経費							
国内旅費	準備会、整理会(各1回以内)に係る旅費							
物品費	セミナーの実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費							
人件費·謝金	セミナーの実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回							
	収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費							
	等							
その他	通信運搬費、準備会及び整理会のための会議費、雑役務費							
注意事項	相手国開催セミナーに係る開催経費は相手国の負担とし、本会は負担しません。							

6. 申請手続

① 電子申請システム

申請は、ウェブサイト上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

なお、現在の所属機関において既に国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、再度 ID・パスワードを取得する必要はありません。

また、所属機関が変わった場合には、新しい所属機関において改めて国際交流事業の申請者用 ID・パスワードを取得してください。

② 申請期限

令和6(2024)年9月3日(火)17:00【厳守】

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。)

- ※本会は上記締切日時を過ぎた申請書は、いかなる理由があっても一切受け付けません。
- ※一度提出された申請書の差し替えは認められません。

7. 申請に際しての留意事項

- ① 「A 対応機関枠」への申請にあたっては、相手国側代表者による本会の相手国対応機関への申請が 必要となります。相手国側代表者は、「14. 対応機関別の注意事項」に記載の対応機関の本事業担当 者に手続きを確認の上、申請するようにしてください。また、双方に提出された申請書において、代表 者名が一致していない場合、その申請は審査の対象外となります。研究課題名(英文)、セミナー名 (英文)が一致していない場合においても、審査の対象外となる可能性があるため、相手国側代表者と 申請内容をよく確認してください。
- ② 本会の学術国際交流事業では、既に代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当 教員・主担当研究員など、採用された事業等の実施における責任者。ただし、機関長、部局長等を当 該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、 一部の事業を除き、同時に他の事業の代表者等となることができません。重複の可否については別紙 2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

二国間交流事業内での重複制限については、「2. 今回募集する相手国・対応機関」の注意(A、B 共通)をご確認ください。

なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。

③ 本会で実施している「海外特別研究員」事業に関して、二国間交流事業の申請段階において同事業への申請を制限するものではありませんが、「海外特別研究員」事業の採用(内定を含む)を受けた状態で二国間交流事業の代表者としての事業を実施することはできません。両事業に申請を行う場合はご留意ください。

8. 審査基準

- 8-1. 審査にあたっては、以下の観点を基準とします。
- ① 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと【学術的価値】
- ② その国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究又はセミナー開催を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流することの意義が明らかであること【相手国との交流の意義】
- ③ 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること【社会的貢献】
- ④ 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること【若手研究者養成への貢献】
- ⑤申請者と相手国側代表者との事前交渉が明確に行われており、計画が具体的かつ実現可能と判断さ

れ、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われるとともに、将来的な発展の可能性が高いと認められること【実現可能性及び将来発展可能性】

- 8-2. 審査にあたっては、上記8-1. の観点に加え以下の諸点も考慮します。
- ① 経費の額と用途が適切であること(共同研究については、旅費(外国旅費・国内旅費の合計)が各年度 委託経費総額の 50%以上となるようにしてください。)
- ② セミナー開催においては、開催地が妥当であること。
- ③ (「B オープンパートナーシップ枠」のみ)採用課題となる交流相手側が、特定の国・地域になるべくかたようないこと。なお、「A 対応機関枠」の対象国であるかどうかも判断の一要素とする。

9. 選考及び結果の通知

- ① 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を行います。本事業では 1 件の申請について、3 人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「二国間交流事業」ウェブサイト上の「審査方法」の項目を確認してください。
 - https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei shinsa.html
- ② 本事業の審査結果は、以下のとおり通知します。
 - A 対応機関枠:本会での審査結果に基づき、各対応機関と別途協議の上、採否を決定し、その結果 を令和 6(2024)年12 月下旬以降、順次所属機関に通知します。
 - B オープンパートナーシップ枠:本会にて採否を決定した後、その結果を令和 6(2024)年 12 月下旬 以降、所属機関に通知します。
- ③ 不採用となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって電子申請システム上で開示します。
 - ・不採用 A(不採用の中で上位)
 - ・不採用 B(不採用の中で中位)
 - ・不採用 C(不採用の中で下位)

10. 採用決定後の手続

代表者は、年度ごとに実施計画書等を所定の期日までに提出します。本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)。

11. 代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において経費の管理及び執行を行うこと。
- ② 代表者は、本会所定の様式により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究・セミナーの研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

12. その他

- ① 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- ② 共同研究・セミナーの研究成果の権利の帰属については、両国の代表者が、我が国と相手国の法規を 遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。代表者の所属機関は知的財産権の帰属 について、予め規定等により定めておくようにしてください。
- ③ 本会は、共同研究・セミナーの実施にあたり、ビザ等の申請や宿泊先の手配等について一切関わらないのでご留意ください。

④ 採用の取消し等

研究者等による委託費の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)のほか、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に配分された委託費の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号) については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou kitei.pdf

⑤ 法令遵守

研究計画を遂行するに当たって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。)に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む。)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。

⑥ 国際的な研究交流活動の遂行能力、実現可能性

国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にしたうえで申請してください。

また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、 見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。

(7) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

⑧ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

(※1)現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、 又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は 行為について 11.(3)サ①~③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、研究開始(契約締結日)までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3)輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

•経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

・経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

・一般財団法人安全保障貿易情報センター

https://www.cistec.or.jp/index.html

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law document/tutatu/t07sonota/t07sonota jishukanri03.pdf

・外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

⑨ 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf

⑩ 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

本会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

本会の論文のオープンアクセス化に関する実施方針は、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/data/Open access.pdf

(11) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、 基本的な考え方を定めています。

本事業に採択された研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン(DMP)を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。

本会の研究データの取り扱いに関する基本方針は、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/file/storage/open science/basic policy.pdf

② 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。 論文の Acknowledgment(謝辞)には、15 桁の課題番号を含めてください。論文投稿時も同様です。課 題番号については、採用時に代表者に対してお知らせいたします。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

○英文

This work was supported by JSPS Bilateral Program Number JPJSBP123456789 and JSPS XXXX Program Number JPJ234567.

○和文

本研究は、【日本学術振興会二国間交流事業】JPJSBP123456789, 【日本学術振興会 XXXX 事業】JP

J234567 の支援を受けたものです。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を遵守することが求められます。標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b menu/houdou/26/08/1351568.htm

④「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の契約に当たり、日本側代表者の所属機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)。

このため、令和 7(2025)年 4 月 1 日以降、下記ウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和 7(2025)年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、研究開始までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 6(2024)年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず申請は認められますが、この場合は、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを令和 7(2025)年 9 月 29 日までに提出してください。

研究不正行為チェックリストについては、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a menu/jinzai/fusei/1420301 00005.html

※注意:提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関 登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細 については、下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

⑤ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為 に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて委託契約の変更・解除等を行い、委託費の全部又は一部の返還等を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号)のとおり、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成 18 年 12 月6

日規程第19号)については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou kitei.pdf

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(iv)不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正 行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が 行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

不正事案の公表については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(16) 研究倫理教育の履修義務

本事業の研究課題(セミナー課題は除く。)に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を 未然に防止するため、共同研究開始日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイ ドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受 講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

申請した課題が採用された後、代表者の所属機関には、本事業に参加する日本側研究者等に対して、指定する期日までに研究倫理教育を受講等させ、それを確認したことを報告していただきます。

・「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編)

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html

- ・研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE] https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx
- ・APRIN eーラーニングプログラム(eAPRIN)

① 研究者情報の researchmap への登録

researchmap (<u>https://researchmap.jp/</u>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

® JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network (JSPS-Net)は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネ

ットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々がJSPS-Net上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者1人1人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

代表者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

https://www-jsps-net.jsps.go.jp/

① LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

https://www.linkedin.com/company/jsps-international-academic-collaborations

② 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採用された共同研究・セミナーについては、代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、 所属部署名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属機関名、所属部署名、研究課題・セミナー名、予算額、実施期間、報告書等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

特にEUを含む欧州経済領域及び英国所在の研究者等が含まれる共同研究・セミナーにおいては、「GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)」に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit 210628/

② 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

13. 連絡先等

① 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課 (受付時間:月~金9:30~17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

【申請に関すること】

二国間交流第二係

電話:03-3263-1755、2367、2362

Email: kenkyouka13*jsps.go.jp (「*」は「@」に置き換えてください。)

【経費執行に関すること】

二国間交流第一係

電話:03-3263-1932、1983、1763

Email:nikokukan*jsps.go.jp (「*」は「@」に置き換えてください。)

② 電子申請システムの操作に関する問い合わせ

(受付時間:月~金 9:30~17:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。) コールセンター フリーダイヤル:0120-556-739 ※システム操作に関するお問合せのみ受け付けています。

14. 対応機関別の注意事項

- (「A 対応機関枠」のみ)相手国側代表者から相手国対応機関に申請がない場合、我が国での申請は 無効となりますので、注意してください。対応機関での申請受付期間や提出書類等の詳細については、 相手国側代表者から相手国対応機関へ問い合わせてください。
- 本募集要項は各対応機関の確認を得て作成していますが、相手国側の条件等は、対応機関の判断によって変更される可能性があります。よって、必ず相手国側代表者を通じて最新の情報を確認してください。
- 本会の審査結果、本会と対応機関の協議結果や予算状況により、採用予定件数と実際の採用件数が 異なる場合があります。また、本会支給経費の総額は予算状況により査定される場合があります。予め ご了承ください。
- 表中のハイフン(-)は、募集対象外、あるいは、本会支給経費の対象外であることを意味します。

【エジプト】科学技術イノベーション基金(Science, Technology and Innovation Funding Authority: <u>STDF</u>)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				# = 111 %		セミナー			
				Ŧ	共同研究	Ξ	ジプト開催		日本開催
		事業名和	尓		日本学術振興会とエジプト科学技術イノベーション基金との二国間交流事業 (共同研究・セミナー) Japan-Egypt Research Cooperative Program between JSPS and STDF				
		募集分野]]		[共同研究] W	ater, Energ	y、Food/Agriculture 学から自然科学ま ⁻	e、Health、	ICT
		採用予定件	 牛数		2	7 (122)		2	77121
				1 年以上 2	! 年以内	1週間以内	5	1 週間以	
	(セ	実施期間 ミナーは本		初年度開始時期	採用年度 8 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催 可能日	採用年度6月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	採用年度 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間
	参加	者の渡航気	受入条件	_	•	-		_	
	第三	三国からの	参加者	_			参加を認めるが ま負担しない。		D参加を認めるが ごは負担しない。
	総額		頂	かつ、総額施期間が	0 万円以内。 何の上限額は全実 1 年間の場合は 2 年間以内の場 万円。			総額の」	上限額は 150 万円。
振興会から	旅費内	日本側 参加者 等	外国旅費	航空運賃、	内地までの往復 相手国滞在中の 当、宿泊料等	航空運賃、	的地までの往復 、相手国滞在中の 3当、宿泊料等	_	
支	訳	ਚ	国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		交通費、E	3当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等
給		相手国侧	則参加者等	_		_		_	
興会から支給する委託費	1571	会議費(セミナー) 習意 事 再外旅行傷害保険		_		日本開催の準備会及び整 理会(各1回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
· 貝	留意事項			行傷害保險 ※相手国個	n者等の海外旅 食 則参加者等の海 害保険は STDF	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		ー ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は STDF が負担。	
S		から日本側 対する支糸	参加者等 	_		-		_	
備考				エジプト側代表者から STDF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。STDF での申請手続きの詳細については、エジプト側代表者から STDF へ問い合わせてください。 ・エジプト側代表者は、Ph.D.保持者である必要があります。 ・エジプト側代表者は、実施中の STDF のプロジェクトに一定数以上参加している場合及びプロジェクトのエフォート率が 80%を超える場合、申請は可能ですが、審査対象外となる可能性があります。この他、エジプト側の申請要件は STDF によって定められています。 ・エジプト側代表者は採用決定後に別途エジプト関連省庁における諸手続きを行う必要があります。諸手続きの完了が STDF からの経費支援の条件になります。 ・エジプト側の支給額は、共同研究は 1 件あたり年間 750,000 エジプトポンド以内です。また、セミナーは 1 件あたり 450,000 エジプトポンド以内です。					

	担当者等	Dr. Seham Awad
	電話番号	_
(参考)STDF 担当者	Email	seham.awad@stdf.eg
連絡先	ウェブサイト	https://stdf.eg/
		https://stdf.eg/web/grants/open
		https://www.facebook.com/stdf.eg

【南アフリカ】国立研究財団(National Research Foundation : NRF)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

							セミ	ミナー	
				共同 	研究	南	アフリカ開催	日本開催	
		事業名称		日本学術振興会と南アフリカ国立研究財団との二国間交流事業(共同研究)					
2					-		oint Research Prog		
		募集分野				:会科学か 	ら自然科学までの含	全ての分里	7
		採用予定件	-数	,	4			<u>-</u>	
			_	1年以上2年	以内	_		_	
	(t	実施期間ミナーは本	-	■ 初年度 ■ 日か 日 開始時期	月年度 4 月 1 いら同年 12 月 日までの間	開催可能日	_	開催 可能日	_
	余 加	 者の渡航受			ロよりの间		<u> </u>	_	<u> </u>
		三国からの		1_		_		 _	
	<i>3</i> 10-3	総額		施期間が1年 250万円、2年	上限額は全実 間の場合は F間以内の場	_		_	
振興会から支給する委託費	旅	日本側参加者	外国旅費	合は 500 万円 相手国目的地 航空運賃等		_		_	
14°5	費	等	国内旅費	交通費、日当	、宿泊料等	_		_	
文給する	内		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		_		_		
委託		会議費(セミナー)	_		_		_	
費	留意事項	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。		_		_	
ı	NRF 7	から日本側を	参加者等	相手国滞在中	ロの交通費、日	_		_	
	10	対する支給	経費	当、宿泊料等				<u> </u>	
備考				南アフリカ側代表者から NRF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。NRF での申請手続きの詳細については、南アフリカ側代表者から NRF へ問い合わせてください。 ・南アフリカ側の申請受付期間は、令和 6(2024)年9月12日(SAST)までとなります。・南アフリカ側代表者が NRF 電子申請システム "NRF Connect"にて申請書を提出すると、日本側代表者に自動でメールが送信されます。日本側代表者はメールの内容に従って NRF が指定する期日までに参加確認を行ってください。日本側代表者の所属機関のメールアドレスでは、当該確認メールを受信できないことがあるため、下記を参考に確実に受信できるようご準備ください。 ・件名: NRF Connect: Recommendation for application to the NRF - 送信元メールアドレス: nrfconnect@nrf.ac.za 南アフリカ側代表者が申請する際に登録できる日本側代表者のメールアドレスは1つです。メールアドレス自体に制限はなく、フリーメールのアドレスも登録可能です。・南アフリカ側の支給額は、1件あたり全実施期間で900,000ランド以内です。					
	(킬	多考)NRF 担	当者	担当者等	Mr. Teuns Pha	ahlamohlak			

連絡先	電話番号	+27 (0)12 481 4385
	Email	T.Phahlamohlaka@risa.nrf.ac.za システム関係のご質問は、サポートデスク(supportdesk@nrf.ac.za)また は S.Sibulali@risa.nrf.ac.za へお問い合わせください。
	ウェブサイト	https://www.nrf.ac.za/

【バングラデシュ】バングラデシュ大学助成委員会(University Grants Commission of Bangladesh: <u>UGC</u>)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

			***	爪追側が浸加!				ミナー	
				共同	研究	バン	ブラデシュ開催		 日本開催
		事業名称	ī	日本学術振興会とバングラデシュ大学助成委員会との二国間交流事業(共同研究) JSPS-UGC Joint Research Program					
		募集分野	7		人文学、社	会科学か	ら自然科学までの	全ての分野	
		採用予定件	-数		1			_	
				1 年以上 2 年	以内	_		_	
	(t	実施期間ミナーは本		■ 初年度 ■ 日か 日 開始時期	月年度 4 月 1 いら翌年 3 月 日までの間	開催可能日	_	開催可能日	_
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_	
	第	三国からの	参加者	_		_		_	
振興会から支給する委託費	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場 合は 500 万円。		_		_		
から支	旅	日本側 参加者	外国旅費	相手国目的地 航空運賃等	までの往復	_		_	
給	費内	等	国内旅費	交通費、日当	、宿泊料等	_		_	
する委託	訳			日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		_		_	
費	留	会議費(セミナー)	_		_		_	
	意事項	海外旅行	于傷害保険	相手国側参加 旅行傷害保険		_		_	
l		から日本側 対する支給		相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料、保険料等					
	備考			バングラデシュ側代表者から UGC に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。UGC での申請手続きの詳細については、バングラデシュ側代表者から UGC へ問い合わせてください。 ・ バングラデシュ側の支給額は、1件あたり、全実施期間が1年間の場合は 11,765 アメリカドル、2 年間以内の場合は 23,529 アメリカドル以内です。					いては、バングラ
				担当者等	Dr. Ferdous Z	aman			
	(耋	参考)UGC 担	3当者	電話番号	+88-02-58160)106			
		連絡先		Email	secretary@ugo	c.gov.bd /	ferdousugc@gmail.	com	
				ウェブサイト	http://www.ug	gc.gov.bd			

【中国】中国科学院(Chinese Academy of Sciences: CAS)

				共同研究		セミナー				
						中国開催		日本開催		
		事業名称		日本学術振興会と中国科学院との二国間交流事業(共同研究・セミナー)						
		尹未	1		JSPS-CAS	Joint Res	search Program/Jo	int Seminar		
		募集分野	5		Physics,	Life Scier	nce/Environmental	Science		
		採用予定件	-数		3			2		
				3 年間		1週間以	内	1週間以口	内	
	(t	実施期間といった。			採用年度 4 月 1 日	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_		
	第三	三国からの	参加者	-		超えない	音数の 4 分の 1 を 範囲で可。 ただし ごは経費を負担し	超えない	数の 4 分の 1 を 範囲で可。 ただし は経費を負担し	
		総額	Į		0 万円以内。 質の上限額は全実 450 万円。	総額の上	-限額は 120 万円。	総額の上	限額は 120 万円。	
振	旅費	日本側参加者等	外国旅費	相手国目的 航空運賃等	的地までの往復 等	相手国目 航空運賃	目的地までの往復 賃等	_		
兴会	費内	加者等	国内旅費	交通費、E	3当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	交通費、	3 当、宿泊料等	
から支	訳	相手国側	参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		_		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等	
振興会から支給する委託費	សា	会議費(セミナー)		_		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)		
計費	留意事項	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		ー ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は CAS が 負担。		
		から日本側を対する支給		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等		相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等		_		
	10	· 內 9 句 又 桁	社 其	中国側代表者から CAS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。 CAS での申請手続きの詳細については、中国側代表者から CAS へ問い合わせてください。 ・中国側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 6 日(CST)までとなります。 ・中国には CAS の他に CASS(中国社会科学院)、NSFC(中国国家自然科学基金委員会)との事業があります。 ・中国側代表者が、CAS が所管する研究所の所属である場合、CAS に申請している場合と NSFC に申請している場合があります。中国側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。 ・中国側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 150,000 元以内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 450,000 元。また、セミナーは 1 件あたり 100,000 元以内です。						
(参考)CAS 担当者 連絡先				電話番号 Email	担当者等Mr. Haitao Chen: Division of Asian and African Affairs, Bureau of International Cooperation (国際合作局亜非処)電話番号+86 (0)10 6859 7480					

【中国】中国社会科学院(Chinese Academy of Social Sciences: <u>CASS</u>)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

				ш			セミ	<u></u> シナー	
				共	同研究		中国開催		日本開催
		事業名称	τ.		日本学術振興会と	中国社会和	科学院との二国間交流	充事業(共同	可研究)
				JSPS-CASS Joint Research Program					
		募集分野		人文学、社会科学					
		採用予定件	-数		1			_	
				1 年以上 2	年 9 ヶ月以内	_		_	
	(t	実施期間ミナーは本		制御年度 日開始時期 日	采用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 1 日までの間	開催可能日	_	開催可能日	_
	参加	者の渡航受	入条件	_		-		_	
	第三	三国からの	参加者	_		-		_	
振興		総額	[]	施期間が 1 150 万円、2 合は 300 万	万円以内。 の上限額は全実 年間の場合は 年間以内の場 所、2 年 9 ヶ月 は 450 万円。	ı		_	
振興会から支給する委託費	旅	日本側 参加者	外国旅費	相手国目的 航空運賃等	地までの往復 -	-		_	
支	費内	等	国内旅費	交通費、日	当、宿泊料等	_		_	
指する	訳	相手国俱	参加者等	日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		_		_	
委託		会議費(セミナー)	_		-		_	
費	留意事項		ト旅行 『保険	行傷害保険 ※相手国側	l者等の海外旅 i l参加者等の海 f保険は CASS	_		_	
(CASS	から日本側	参加者等	相手国滞在	中の交通費、日				
	I	対する支給	経費	当、宿泊料等	等	_		_	
		備考		りますので ら CASS へ ・ 中国側の ・ 中国には との事業が 確認してくた ・ 中国側代	中国側代表者から CASS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無知りますのでご注意ください。CASS での申請手続きの詳細については、中国側代表ら CASS へ問い合わせてください。 ・中国側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 3 日(CST)までとなります。 ・中国には CASS の他に、CAS(中国科学院)、NSFC(中国国家自然科学基金委員との事業があります。中国側代表者がいずれの機関に申請しているか、必ず申請確認してください。 ・中国側代表者は、CASS が所管する研究所等に所属する者でなければ、中国側援を受けられませんのでご注意ください。				、中国側代表者かなります。 然科学基金委員会) か、必ず申請前に
							d African Division,	Bureau of	International
	(\$	考) CASS 打	日小子	担当者等	Cooperation				
	(多	連絡先	≝⊒∄	電話番号	+86 (0)10 851	9 5139			
		ᄹᄳ		Email	limj@cass.org.o	on			
				ウェブサイト	https://www.c	ssn.cn/			

【中国】中国国家自然科学基金委員会(National Natural Science Foundation of China:NSFC)

					#=== <u></u>		セミ	<u></u> シナー	
					共同研究		中国開催		日本開催
		事業名称	;	日本学	術振興会と中国国家自	1然科学基金	金委員会との二国間3	交流事業(共	共同研究・セミナー)
					Japan-China Scienti				and NSFC
		募集分野		Natural Sciences(備考欄もご確認ください)					
		採用予定件	-数		20			4	
				2 年 9 ヶ月		1週間以	内	1週間以	内
	(七	実施期間ミナーは本		初年度 開始時期	採用年度4月1日	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_	
	第三	三国からの	参加者	_		超えない	香数の 4 分の 1 を 範囲で可。ただし ごは経費を負担し	超えない	音数の 4 分の 1 を 範囲で可。 ただし ごは経費を負担し
		総額	Į.	かつ、総 施期間で	20 万円以内。 額の上限額は全実 360 万円。		-限額は 120 万円。	総額の」	- 限額は 120 万円。
振	日本側 外国旅費			相手国目 航空運賃	的地までの往復 『等	相手国目 航空運賃	目的地までの往復 賃等	_	
会				交通費、	日当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等	
から支	内 目 相手国側参加者等			日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		_	_		E中の交通費、日 料等
振興会から支給する委託費		会議費(セミナー)	_			崔の準備会及び 各1回以内)	・日本閉	一本会合開催経費 開催の準備会(2回 整理会(1回以内)
託費	留意事項	海外旅行	万傷害保 険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NSFC が負担。		日本側参行傷害仍	参加者等の海外旅 保険		国側参加者等の海 豪害保険は NSFC
1		から日本側 対する支給		相手国滞 日当、宿	持在中の交通費、 泊料等	相手国港 日当、宿	帯在中の交通費、 '泊料等	_	
		備考		中 ま い い い い い い い い い い い い い	表表者から NSFC ににご注意ください。 NSIC 問い合わせてください。 NSIC の の に Cが 中国側代表者がいずりの申請は、研究チリの申請は、研究チリ代表者と合意の上で、 おお、申請区分ので、日本側代表 the matics and Physic erial and Engineering emistry/Information Sciences/Medical Sc	司事業への FC での申 い。 、令和 6(2 AS(中国関 ームの下の で、野)の情報 者が申請で cs/Earth S g Science/M	申請がない場合、 請手続きの詳細に (024)年9月3日(C 学院)、CASS(中国 に申請しているか、 る代表者が行ってい 申請区分(分野)の 報は中国側代表者が する際には入力する icience	ついては、 SST)までと 国社会科学 必ず申請 ください。 いうち、いず が NSFC に る必要はあ	中国側代表者からなります。 にはいる。 はにいるの事業があずに確認してくださながある。

	間が3年以上	者は(実施中の課題の研究代表者、もしくは主な参加者として)、実施期の NSFC の課題を実施中である必要があります。また、共同研究につい						
	【ては、実施中の課題の終了日が令和 8(2026)年 12 月 31 日より早い場合は申請でき 【ません。セミナーについては、実施中の課題の終了日が令和 6(2024)年 12 月 31 日よ							
		り早い場合は申請できません。						
	・ 中国側の支給額は、共同研究は 1 件あたり全実施期間で 200,000 元以内。また、セ							
	ミナーは 1 件あたり 60,000~120,000 元以内です(セミナーの規模や必要費用に応じ							
	て、200,000 元を上限として増額される可能性があります。)。							
	担当者等	Mr. ZHANG Le, Ms. ZHANG Yiwei						
	担当有等	Bureau of International Cooperation(国際合作局)						
(参考)NSFC 担当者	電話番号	+86 (0)10 6232 8404, 6232 7368						
連絡先	Email	zhangle@nsfc.gov.cn, zhangyw@nsfc.gov.cn						
	ウェブサイト	https://www.nsfc.gov.cn/						
	・フェンリイト	https://www.nsfc.gov.cn/publish/portal0/tab621/module2809/more.htm						

【インド】科学技術庁 (Department of Science and Technology:DST)

					で見担しより。し		セミ			
				 	共同研究	1	ンド開催		日本開催	
		事業名種		日印自然科学協力事業 Japan-India Cooperative Scientific Programme between JSPS and DST						
		募集分野	予	自然科学(備考欄もご確認ください)						
	=	採用予定例	牛数		20		4	4		
		≠ ₩.₩.₽	IB	1 年以上 2	1	1週間以内	i	1週間以	- 	
	(セ	実施期間 ミナーは本		採用年度 6 月 1 初年度 開始時期 31 日までの間		開催可能日	採用年度 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催可能日	採用年度 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	
	参加:	者の渡航気	受入条件		年度あたりの渡航回 認してください。	回数・人数を	制限しています。詳	細はイン	ド側代表者から	
	第三	三国からの	参加者	_			参加を認めるが は負担しない。		D参加を認めるが では負担しない。	
		総名	頂	かつ、総額 施期間が	0 万円以内。 類の上限額は全実 1 年間の場合は 2 年間以内の場 万円。	総額の上降	根額は 150 万円。	総額の」	上限額は 150 万円。	
振興	++=	日本側 参加者 等	外国旅費			相手国目的航空運賃	的地までの往復	_		
会か	旅費		国内旅費	交通費、E	3当、宿泊料等	交通費、E	1当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	
振興会から支給する委託費	內 訳	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等 ※日本国内の都市間の移 動に関する航空運賃は支 給しない		_		日本滞在当、宿泊	王中の交通費、日 料等	
費	50		議費 ミナー)	_		日本開催(理会(各1	の準備会及び整 回以内)	・日本閉	一本会合開催経費 開催の準備会(2回 整理会(1回以内)	
	留意事項		外旅行 害保険	行傷害保 ※相手国伯	加者等の海外旅 険 則参加者等の海 害保険は DST が	日本側参加行傷害保障	加者等の海外旅 _食	ー ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は DST が 負担。		
D		いら日本側 対する支約		当、宿泊* ※インド国 動に関する 給しない	在中の交通費、日 は等 内の都市間の移 る航空運賃は支 ご確認ください)	相手国滞在中の交通費、日 当、宿泊料等(備考欄もご ー 確認ください)				
		備考		(偏考欄もこ確認ください) インド側代表者から DST に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効とますのでご注意ください。 DST での申請手続きの詳細については、インド側代表者が DST へ問い合わせてください。 ・ インドには DST の他に ICSSR(インド社会科学研究評議会)との事業があります。				ンド側代表者から		

	ド側代表者がい	ずれの機関に申請しているか、必ず申請前に確認してください。						
	・インド側代表	者は国家または州の教育機関、もしくは科学助成機関の研究課題を実施						
	中の者が選考上優先されます。							
	・ 以下の申請区分(分野)のうち、いずれか一つを選択してください。なお、インド側代表							
	者も同じ区分(分野)で申請することが必要です。日本側とインド側で申請された区分(分							
	野)に相違がある場合には、日本側で申請された区分(分野)はインド側で申請された区							
	分(分野)に変更	きれます。						
	a. Physical S	Sciences						
	b. Chemical	Sciences						
	c. Life Scien	ce & Agriculture						
	d. Mathemat	ics & Computational Science						
	e. Astronomy	y & Earth Science						
	f. Materials &	& Engineering						
	・ インド側の共同研究の開始日は令和 7(2025)年 6 月 1 日から令和 8(2026)年 3 月 31							
	日の間となり、写	実施期間は 24 か月以内となります。						
	・インド側代表	者は採用決定後、予算承認のための書類を DST に提出することになって						
	います。この予算	算承認を受けた課題からインド側の事業が開始可能となります。よって、						
	インド側の開始	時期は課題により異なりますのでご注意ください。						
	インド側参加	者が来日する際は、利用できる航空会社に制限が設けられている場合が						
	ありますのでご	注意ください。また、日本側参加者等がインドに渡航する場合、DST から						
	受給できる費用	に制限がありますので、詳細はインド側代表者から DST に確認してくださ						
	い。							
	・ DST の経費に	は以下のものに使用できます。						
	- インド側研	究者・・・日本・インド間の航空運賃(インドの所属機関を起点とした国内航						
	空運賃を含	含む。)						
- 日本側研究者・・・インド滞在中の交通費、日当、宿泊料等。ただし、イン								
	市間の移動	動に関する航空運賃は含まない。						
	担当者等	Dr. Sibashisa Dash: Scientist 'C', International Cooperation Division						
(参考)DST 担当者	電話番号	+91 (0)11 26590317						
連絡先	Email	sdash.dst@gov.in						
	ウェブサイト	https://www.dst.gov.in/						

【インド】インド社会科学研究評議会(Indian Council of Social Science Research: ICSSR)

								セミ	ナー	
					共同研!	光	,	インド開催		日本開催
		市業夕新	-	日本生	学術振興	会とインド社会	科学研究語	評議会との二国間交流	流事業(共同	司研究・セミナー)
		事業名称	١			JSPS-ICSSI	R Joint Re	search Program/J	oint Semin	ar
		募集分野	5	Н			lumanities and Social Sciences			
		採用予定件	-数	3				2		
				1 年以上 2 年以内			1週間以	内	1週間以	内
	(七	実施期間ミナーは本	-	採用年度 4 月 1 初年度 日から翌年 3 月 31 日までの間		開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
	参加	者の渡航受	入条件	_			_		_	
	第三	三国からの	参加者	_				参加を認めるが)参加を認めるが
-				夕 左 宀 4	00 TI	IN ch	安計費(は負担しない。	安計費で	がは負担しない。
		総額	[施期間か	額の上際 ・1 年間 、2 年間	以内。 限額は全実 の場合は 引以内の場	総額の上	-限額は 120 万円。	総額の上	-限額は 120 万円。
振興会	旅	日本側				相手国目航空運賃	的地までの往復 	_		
か	旅費	等	国内旅費	交通費、	日当、宿	百泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等
支給	内	相手国俱	参加者等	日本滞在 当、宿泊		通費、日	_		日本滞在 当、宿泊	E中の交通費、日 料等
振興会から支給する委託費		会議費 (セミナー)		_	_			で を 1 回以内)	• 日本開	一本会合開催経費 開催の準備会(2回 を理会(1回以内)
食	留意事項	海外旅行	万傷害保険	行傷害傷 ※相手国	R険 国側参加	の海外旅 者等の海 は ICSSR	日本側参行傷害保	s加者等の海外旅 R険		国側参加者等の海 흥害保険は ICSSR
I	CSSR	から日本側	参加者等	相手国消	帯在中の	 交通費、	相手国滞	 持在中の交通費、		
		対する支給		日当、宿			日当、宿	泊料等		
		備考		りますの から ICS ・ インド	インド側代表者から ICSSR に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。ICSSR での申請手続きの詳細については、インド側代表者から ICSSR へ問い合わせてください。 ・ インド側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 3 日(IST)までとなります。					は、インド側代表者なります。
		V⊞ ~⊃		者がいす ・ インド	「れの機 側の支糸	関に申請して	いるか、d 各年度あ	ふず申請前に確認し たり 700,000 インド	してくださし	ます。インド側代表 \。 Pです。また、セミナ
				担当者	等	Incharge, Int	ernational	Collaboration Prog	ramme	
1	(参	考)ICSSR i	担当者	電話番	号	+91 (0)11 26	74 2832			
1		連絡先		Ema	il	adinchargeic	s@gmail.co	om		
				ウェブサ	ナイト	https://www	i.icssr.org/	,		

【フィリピン】科学技術省(Department of Science and Technology: <u>DOST</u>)

								セミナー		
				共同	研究	フィ	パピン開催		日本開催	
		事業名称		日本	本学術振興会とフ	ィリピン科学	ዾ技術省との二国	間交流事業(共同研究)	
		争未有例	1	JSPS-DOST Joint Research Program						
		募集分野	7	人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
		採用予定件	-数	2-	-3			_		
				1 年以上 2 年	以内	_		_		
	(七	実施期間ミナーは本		■ 初年度 ■ 日か 日から	日から翌年3月 一				_	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_				
	第三	三国からの	参加者	_		_				
振		総額	Į.	各年度 250 万 かつ、総額の 施期間が 1 年 250 万円、2 年 合は 500 万円	上限額は全実 間の場合は F間以内の場	_		_		
振興会から支給する委託費	旅費内	日本側 参加者 等	外国旅費	交通費、日当	手国滞在中の 、宿泊料等	_		_		
給士	訳		国内旅費	交通費、日当	、宿泊料等	_			_	
9 る		相手国俱	参加者等	_		_				
委託費	留意事項	会議費(セミナー)	_		_		_		
	項	海外旅行	于傷害保険	日本側参加者 行傷害保険	等の海外旅	_		_		
		から日本側		_		_		_		
	[5	対する支給	ì経費		++1.2.55	+ **	t a ±=± /\$4	. 10 4 70 /3		
		備考		となりますので 代表者から DO ・フィリピン側 フィリピン側代 https://dpmis ・フィリピン側 たは私立の大 ・フィリピン側	フィリピン側代表者から DOST に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無数となりますのでご注意ください。DOST での申請手続きの詳細については、フィリピン側代表者から DOST へ問い合わせてください。 ・フィリピン側の申請受付期間は令和 6(2024)年 9 月 3 日 17:00(PST)までとなります。フィリピン側代表者は DOST Project Management Information System (DPMIS, https://dpmis.dost.gov.ph/)を通じて申請書を提出してください。 ・フィリピン側代表者はフィリピン国籍の Ph.D.保持者で、DOST の認める国立、公立または私立の大学や研究機関に常勤で雇用されている者である必要があります。 ・フィリピン側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 1,250,000 フィリピン・ペソル内、かつ、総額の上限額は全実施期間で 2,500,000 フィリピン・ペソです。					
				担当者等	(ITCU)			Technology	Cooperation Unit	
	(参	考)DOST 打	旦当者	電話番号	+63 (0)2 837 2		Loc. 3070 retary Leah J. E	Ruendia		
		連絡先		Email	ousec.rd@dos Always cc: jsp	t.gov.ph	·	oueriuia		
				ウェブサイト	https://www.o					
Ь—				1 / / 11			•,			

【韓国】韓国研究財団(National Research Foundation of Korea:NRF)

共同研究ではそれぞれ自国の参加者に係る経費を、セミナーでは派遣側が渡航費を、受入側(開催国)が 滞在費及びセミナー本会合の開催経費を負担します。

					セミ	ミナー				
				共同研究	韓国開催	日本開催				
		事業名称	τ.	日本学術振興会と韓	国研究財団との二国間交流事業	(共同研究・セミナー)				
				Japan-Korea Basic Scientific Cooperation Program between JSPS and NRF						
		募集分野	·	人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野(備考欄もご確認ください)						
		採用予定件	-数	15		5				
				2年間	1 週間以内	1 週間以内				
	(t	実施期間ミナーは本	-	初年度 採用年度4月1 開始時期 日	採用年度 4 月 1 開催 可能日 31 日までの間	採用年度4月1 開催 日から翌年3月 31日までの間				
	参加	者の渡航受	入条件	_	_	_				
	第三	三国からの	参加者	_	若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。	若干名の参加を認めるが 委託費では負担しない。				
		総額	Į	各年度 120 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間で 240 万円。	総額の上限額は 120 万円。	総額の上限額は 120 万円。				
振興	日本側 外国旅費 参加者 等 国内按费			相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等	相手国目的地までの往復 航空運賃等	_				
会 か	内	ग	国内旅費	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等	交通費、日当、宿泊料等				
ら支給	訳	相手国側参加者等		_	_	日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等				
振興会から支給する委託費	18	会議費 (セミナー)		_	日本開催の準備会及び 整理会(各1回以内)	・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)				
費	留意事項	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険	ー ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は NRF が 負担。				
		から日本側を 対する支給		_	相手国滞在中の交通費、 日当、宿泊料等	_				
		備考		・ <共同研究のみ> ・韓国側の共同研究実施 ・以下の申請区分(分野) 表者も同じ区分(分野) ⁻¹ 区分(分野)に相違がある 請された区分(分野)に変 a. Humanities and So	事業への申請がない場合、手での申請手続きの詳細につい。 、令和 6 (2024)年 9 月 3 日(K 期間は、2 年間です。 のうち、いずれか一つを選択で申請することが必要です。E る場合には、日本側で申請され 更されます。 cial Sciences pering (Excluding Biology and ne	いては、韓国側代表者から (ST)までとなります。 してください。なお、韓国側代 日本側と韓国側で申請された れた区分(分野)は韓国側で申				

	・ 韓国側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 15,000,000 ウォン以内、かつ、 総額は全実施期間で 30,000,000 ウォン以内です。また、セミナーは 1 件あたり 8,000,000 ウォン以内です。					
	担当者等	Ms. HONG Jihee: International Exchange Programs Team, Senior Researcher				
(参考)NRF 担当者	電話番号	+82 (0)2 3460 5683				
連絡先	Email	hong625@nrf.re.kr				
	ウェブサイト	https://www.nrf.re.kr/eng/page/31752ceb-b028-4721-a493-				
	1 7 1 7 1 1 1	1d46d43b2285				

【シンガポール】シンガポール国立大学(National University of Singapore : <u>NUS</u>)

それぞれ自国の参加者に係る経費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

								セミ	ナー	
					共同研	究	シン	ガポール開催		日本開催
		古光なが	-	日本	本学術振	興会とシンガァ	ポール国立:	大学との二国間交流	事業(共同	研究・セミナー)
		事業名称	1			JSPS-NUS	Joint Res	search Program/Jo	int Semina	ar
		募集分野	;			人文学、社	会科学か	ら自然科学までの会	全ての分里	ř
		採用予定件	·数	3				1		
				1 年以上 2 年以内		1週間以	.内	1週間以	内	
	(+	実施期間ない		採用年度 4 月 1 初年度 日から翌年 3 月 開始時期 31 日までの間		開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
	参加	者の渡航受	入条件	_			_		_	
	第三	三国からの参	参加者	_)参加を認めるが きは負担しない。)参加を認めるが ごは負担しない。
振		総額	Ī	施期間か	額の上 ヾ1 年間 、2 年間	以内。 限額は全実 の場合は 以内の場		- 限額は 250 万円。		- 限額は 250 万円。
振興会から支給する委託費	旅費内	日本側 参加者 等	外国旅費	航空運賃 の交通費	航空運賃、相手国滞在中 の交通費、日当、宿泊料等		航空運賃 の交通費	目的地までの往復 賃、相手国滞在中 賃、日当、宿泊料等		
する	訳		国内旅費	交通費、	日当、宿	富泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等
委		相手国側	参加者等	_		_		_		
費	留意事		議費	_		日本開催の準備会及び 整理会(各 1 回以内)		セミナー本会合開催経済日本開催の準備会(2 回以内)、整理会(1 回以内)		
	項	海外旅行	「傷害保険	日本側参 行傷害保		の海外旅	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		_	
	NUS 7	から日本側を	参加者等							
	17	対する支給	経費				_		_	
				効となり ル側代表	ますのて 長者から	ご注意くださ NUS へ問い	い。NUS ⁻ 合わせてく	事業への申請がない での申請手続きの記 ださい。 令和 6 (2024)年 9)	詳細につい	へては、シンガポー
		備考						ヵ和 6 (2024)ヰ 9) stるのは National U		
		ב, שוו						(NTU)に所属するの	-	
						_	-	究は1件・各年度は		
				ル以内、	かつ、糸	総額は全実施	期間で 76	,000 シンガポールト	ドル以内で	ぎす。また、セミナー
				は1件あ	<u>うたり 38</u>	,000 シンガオ	ポールドルリ	以内です。		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9 . 1 	担当者	 			Assistant <mark>M</mark> anager nd Technology)	r, Office o	f the Deputy
	(💈	多考) NUS 担	!当者	電話番		-65 6601 278				
		連絡先		Email	l d	lprcct@nus.e	du.sg			
				ウェブサ	イト	nttps://www.	nus.edu.s			

【タイ】タイ学術研究会議(National Research Council of Thailand:<u>NRCT</u>)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

								ミナー	
				共同 	研究		タイ開催	日本開催	
		事業名称	7	日本学術振興会とタイ学術研究会議との二国間交流事業(共同研究) JSPS-NRCT Joint Research Program					
		募集分野				会科学か	ら自然科学までの含	全ての分野	
		採用予定件	-数	(3			_	
	(t	実施期間		1 年以上 3 年 初年度 採用 開始時期 日	以内 用年度 4 月 1	 開催 可能日	_	開催 一	
	参加	 者の渡航受	· 入冬件	<u> </u>		- Pi 能口		——————————————————————————————————————	
		三国からの		_		_		_	
振興会から支給する委託費	77-	総額		各年度 250 万 かつ、総額の 施期間が 1 年 250 万円、2 年 合は 500 万円 の場合は 750	上限額は全実 間の場合は F間以内の場 1、3 年間以内	-		_	
から支	旅	日本側 参加者	外国旅費	相手国目的地 航空運賃等	までの往復	1		_	
裕	費内	等	国内旅費	交通費、日当	、宿泊料等	1		_	
る委託	訳	相手国側	引参加者等	日本滞在中の 当、宿泊料等		_		_	
費	留意	会議費((セミナー)	_		_		_	
	事項	海外旅行	「傷害保険	日本側参加者 行傷害保険	í等の海外旅	1		_	
N		から日本側 対する支給		当、宿泊料等		_		_	
		備考		タイ側代表者から NRCT に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となますのでご注意ください。NRCT での申請手続きの詳細については、タイ側代表者からNRCT へ問い合わせてください。 ・ タイ側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 5 日 18:00(ICT)までとなります。 ・ タイ側の共同研究開始時期は、令和 7(2025)年 3 月です。 ・ タイ側の支給額は、1 件・各年度あたり 650,000 バーツ以内です。このうち日本側参加者等のタイ滞在中の交通費・日当・宿泊料等は 60,000 バーツ以内です。					
	(参	考)NRCT 打 連絡先	担当者	担当者等 電話番号 Email	号 +66 (0)2 561 2445 ext. 204				
		建裕尤		ウェブサイト	kanruethai.r@r https://www.r				

【トルコ】トルコ科学技術研究機構(The Scientific and Technological Research Council of Türkiye : <u>TÜBITAK</u>)

					一.	0112700		シナー	
				共同 	研究	I	トルコ開催	日本開催	
		車業 夕新		日本:	学術振興会とトル	コ科学技術	が研究機構との二国間	引交流事業(共同研究)	
		事業名称	ı		JSPS-	TÜBITAK	(Joint Research P	rogram	
		募集分野	7	人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
		採用予定件	-数	(3			_	
				1 年以上 2 年	以内	_		_	
	(t	実施期間ミナーは本		初年度 日か 開始時期 日か	月年度 5 月 1 から翌年 3 月 日までの間	開催可能日	_	開催 一可能日	
		者の渡航受		_		_		_	
	第三	三国からの	参加者	_		_		_	
振興会		総額	§	各年度 250 万 かつ、総額の 施期間が 1 年 250 万円、2 年 合は 500 万円	上限額は全実 間の場合は F間以内の場	_		_	
振興会から支給する委託費	旅費内	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地 航空運賃、相 の交通費、日	手国滞在中 当、宿泊料等	_		_	
á	訳		国内旅費	交通費、日当	、宿泊料等	_		_	
妥		相手国俱	参加者等	_		_		_	
費	留	会議費(セミナー)	_		_		_	
	意事項	海外旅行	う傷害保険	日本側参加者 行傷害保険	等の海外旅	1		_	
ΤÜ		K から日本(対する支給	則参加者等 経費	_		_		_	
		備考		となりますので 代表者から TI ・トルコ側のF でとなります。 に行ってくださ ・トルコ側は、 能です。	トルコ側代表者から TÜBITAK に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。TÜBITAK での申請手続きの詳細については、トルコ側代表者から TÜBITAK へ問い合わせてください。 ・トルコ側の申請受付期間は、令和 6 (2024)年 6 月 6 日から 9 月 3 日 23:59 (TRT)までとなります。トルコ側代表者は電子署名を令和 6(2024)年 9 月 10 日 23:59 (TRT)までに行ってください。 ・トルコ側は、研究機関及び公営または民間の企業に所属している研究者が参加可能です。 ・トルコ側の支給額は、1 件あたり全実施期間で 2,000,000 トルコリラ以内です。				
				担当者等	I	T: Scienti	fic Programmes Ex		
	(参孝) TÜBITAK	担当者	電話番号	+90 312 298 1	7 34			
		連絡先		Email	alper.mert@tu	oitak.gov.t	r		
				ウェブサイト	https://www.t 申請はオンラ	_		.gov.tr/)で受け付けます。	

【ベトナム】ベトナム科学技術アカデミー(Vietnam Academy of Science and Technology: <u>VAST</u>)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

				共同研究		セミナー			
			ベトナム開催			日本開催			
		事業名称	7	日本学術振興会とベトナム科学技術アカデミーとの二国間交流事業(共同研究)					
				JSPS-VAST Joint Research Program					
		募集分野			人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野 2			全ての分野	
		採用予定件	-	2	2	_			
			3		1年以上3年以内 		T	_	
	(七	実施期間ミナーは本		初年度 日か 開始時期	月年度 4 月 1 いら翌年 3 月 日までの間	開催 可能日	_	開催 可能日	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_	
	第	三国からの	参加者	_		_		_	
振興	総額			各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場 合は 500 万円、3 年間以内 の場合は 750 万円。		_		_	
会から	旅費内訳	日本側 参加者	外国旅費	相手国目的地 航空運賃等	までの往復	_		_	
支		等	国内旅費	交通費、日当	、宿泊料等	_		_	
振興会から支給する委託費		相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、日 当、宿泊料等		_		_	
委託		会議費(セミナー)		_		_		_	
費	留意事項		ト旅行 『保険	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は VAST が負担。		_		_	
\		から日本側 対する支給		相手国滞在中 当、宿泊料等	の交通費、日	_		_	
	,	備考		ベトナム側代表者から VAST に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。VAST での申請手続きの詳細については、ベトナム側代表者から VAST へ問い合わせてください。 ・ベトナム側の申請受付期間は、令和 6(2024)年9月3日(VST)までとなります。 ・VAST 所管の研究所等に所属していないベトナム側代表者は、申請時に所属する研究所等の証明書等の提出が必要です。					
				担当者等	International (
	(参	考)VAST 打	旦当者	電話番号	+84 (0)4 3756		- I2		
	\ \	連絡先		Email	lienle@vast.go	v.vn, icd@\	/ast.gov.vn		
				ウェブサイト https://vast.gov.vn					

【ニュージーランド】ニュージーランド王立学士院(Royal Society of New Zealand: RSNZ)

				共同研究		セミナー				
						=	<u></u> ジーランド開催	日本開催		
古坐互研				日本学術振興会とニュージーランド王立学士院との二国間交流事業(共同研究)						
	事業名称				Japan-New Zealand Research Cooperative Program between JSPS and RSNZ					
	募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
	採用予定件数				3			_		
				1年以上	2 年以内	_		_		
	(t	実施期間ミナーは本	-	初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	_	開催 — 可能日		
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_		
	第三	三国からの	参加者	_		_		_		
振	総額		各年度 250 万円以内。 かつ、総額の上限額は全実 施期間が 1 年間の場合は 250 万円、2 年間以内の場 合は 500 万円。		_		_			
振興会から支給する委託費	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目 航空運賃	的地までの往復 、相手国滞在中の 日当、宿泊料等	_		_		
給		न	国内旅費	交通費、	日当、宿泊料等	_		_		
する		相手国側参加者等		_		_		_		
委		会議費(セミナー)		_		_		_		
託費	留意事項	海外旅行 傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険 ※相手国側参加者等の海 外旅行傷害保険は RSNZ が負担。		_				
F		から日本側 対する支給		_		_		_		
備考				ニュージーランド側代表者から RSNZ に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。 RSNZ での申請手続きの詳細については、ニュージーランド側代表者から RSNZ へ問い合わせてください。 ・ニュージーランド側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 7 月 25 日~10 月 17 日 (NZST)までとなります。 ・ニュージーランド側の支給額は、1 件・各年度あたり 30,000 ニュージーランドドル以内です(GST を除く。)。						
	(参考)RSNZ 担当者				担当者等 Ms. Michelle Wickens: International Contracts Coordinator, Reserved. Funding (International)					
	(9	連絡先		電話番·						
		λ±η4 70		Email		International.Applications@royalsociety.org.nz				
				ウェブサ	ブサイト https://royalsociety.org.nz/					

【オーストリア】オーストリア科学財団(Austrian Science Fund: <u>FWF</u>)

					共同研究		セミナー			
							オー	-ストリア開催	日本開催	
	—————————————————————————————————————				日本	本学術振興会とオ	ーストリア和	4学財団との二国間3	交流事業(共	共同研究)
	争耒 名				Japan-Austria Research Cooperative Program between JSPS and FWF					
	募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
	採用予定件数				(3			_	
	1 年以上 2 년					以内	_		_	
	実施期間 (セミナーは本会合) 初年 開始:					用年度 5 月 1 から翌年 3 月 日までの間	開催可能日	_	開催可能日	_
	参加	者の	渡航受	入条件	_		_		_	
	第.	三国	からの参	参加者	_		_		_	
振	総額				各年度 250 万 かつ、総額の 施期間が 1 年 250 万円、2 年 合は 500 万円	上限額は全実 間の場合は F間以内の場	_		_	
振興会から支給する委託費		参	本側 加者 等	外国旅費	交通費、日当	手国滞在中の 、宿泊料等	_		_	
給		40		国内旅費	交通費、日当	、佰泊料等	_		_	
する	旅	租	手国側参加者等 「		_		_		_	
委託	費内訳			会議費セミナー)	_		_		_	
費	a/C	留意事項	海外加		日本側参加者 行傷害保険 ※相手国側参 外旅行傷害保 負担。	加者等の海	_		_	
				参加者等 ·怒费	_		_		_	
に対する支給経費 備考				性 其	オーストリア側代表者から FWF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。 FWF での申請手続きの詳細については、オーストリア側代表者から FWF へ問い合わせてください。 ・オーストリア側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 8 月 21 日 14:00 (CEST)までとなります。 ・オーストリア側のみ、最長 3 年間の実施期間が認められる可能性があります。 ただし、研究に関連する適切な延長理由があり、かつ経費支給の正当性が認められる場合に限ります。 ・ FWF の日程上、共同研究の採否通知は令和 7(2025)年 3 月を予定しています。 ・ オーストリア側の支給額は研究課題毎に異なります。 ・ オーストリア側の共同研究に関する詳細					
					【参照】https:/			g/portfolio/interna		
		٠ ـــ ،		7 No +v	担当者等	Ms. Beatrice programs	Lawal: F	Programme Manag	er, Strate	gy – International
	(💈		FWF 担	2当者	電話番号	+43 676 8348	7 - 8703			
		į	車絡先		Email					
					ウェブサイト					
<u> </u>					/ L/ /					

【ベルギー】学術研究財団 (ワロニー) (Fonds de la Recherche Scientifique-FNRS: <u>F.R.S.-FNRS</u>)

				共同研究		セミナー				
			ベルギー開催			日本開催				
事業名称				日本学術振興会とベルギー学術研究財団(ワロニー)との二国間交流事業(共同研究) Japan-Belgium Research Cooperative Program between JSPS and F.R.SFNRS						
募集分野				0	人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野 2					
採用予定件数								<u> </u>		
	(t	実施期間 ミナーは本		■ 初年度 ■ 日かり 日から	k内 年度 4 月 1 ら翌年 3 月 までの間	開催可能日	_	開催可能日	_	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_		
	第三	三国からの	 参加者	_		_		_		
振興会	総額			施期間が1年間	頭の上限額は全実 1年間の場合は 2年間以内の場		_		_	
振興会から支給する委託	旅費内訳	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地高航空運賃、相手交通費、日当、	国滞在中の	_		_		
する		ग	国内旅費	交通費、日当、	宿泊料等	_		_		
委		相手国側参加者等		_		_		_		
計費	留意	会議費((セミナー)	_		_		_		
	事項	事		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		_		_		
F.R		NRS から日 こ対する支紅	本側参加者 給経費	_	_				_	
		備考		ベルギー側代表者から F.R.SFNRS に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。F.R.SFNRS での申請手続きの詳細については、ベルギー側代表者から F.R.SFNRS へ問い合わせてください。 ・ベルギー側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 30 日(CEST)までとなります。 ・ベルギーには F.R.SFNRS の他に FWO(フランダース)がありますので、申請の際にはベルギー側代表者の申請先を事前に十分確認してください。 ・ベルギー側の支給額は、1 件・各年度あたり 7,500 ユーロ以内。かつ、総額の上限額は全実施期間で 15,000 ユーロ以内です。						
(参考)F.R.SFNRS 担当者連絡先				電話番号 Email	Ms. Deborah Matterne +32 (0)2 504 93 05 international@frs-fnrs.be https://www.frs-fnrs.be/fr					
				ノエン ソイド	iittps.//www.i	is iiirs.be	7 11			

【ベルギー】学術研究財団 (フランダース) (Research Foundation - Flanders: <u>FWO</u>)

					セミナー				
				共同研究	ベルギー開催	日本開催			
		事業名称	;	日本学術振興会とベルギー学術研究財団(フランダース)との二国間交流事業(共同研究)					
				Japan-Flanders Research Cooperative Program between JSPS and FWO					
		募集分野		人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野(基礎研究に限る)					
		採用予定件	- 数	2		_			
		実施期間	1	1年以上2年以内	_	_			
	(t	ミナーは本		初年度 採用年度4月1	開催 _ 開催 _				
				開始時期日	可能日	可能日			
		者の渡航受		_	_	-			
	第三	三国からの	参加者	_	_	-			
				各年度 250 万円以内。					
		<i>(</i> () ⇔	-	かつ、総額の上限額は全実					
		総額	Į	施期間が1年間の場合は	_	_			
				250 万円、2 年間以内の場 合は 500 万円。					
振興会から支給する委託費				相手国目的地までの往復					
会	旅	日本側	外国旅費	航空運賃、相手国滞在中の	_	_			
から	費	参加者	71 11 11 11 11	→					
支	内訳	等	国内旅費	交通費、日当、宿泊料等	_	_			
給	п/\	相手国側参加者等		_	_	_			
る		会	議費						
子 託		(セミナー)			_				
費	留意			日本側参加者等の海外旅					
	息事			行傷害保険					
	項	海外旅行傷害保険		※相手国側参加者等の海	_	-			
				外旅行傷害保険は FWO が					
-		/. > D + /m/.	↔ +v +v	負担。					
		から日本側を		_	_	_			
1	1~	対する支給	社 頁	ズルギー側代主者から EMO		 全 我が国での中誌け無効し			
				ベルギー側代表者から FWO に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。 FWO での申請手続きの詳細については、ベルギー側代					
				表者から FWO へ問い合わせてください。					
				・ベルギーには FWO の他に F.R.SFNRS(ワロニー)がありますので、申請の際には					
				ベルギー側代表者の申請先を事前に十分確認してください。					
				・ ベルギー側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 3 日 17:00(CEST)までとなりま					
				す。					
		備考		・ベルギー側の申請においては、電子申請が必須となっており、ベルギー・日本間の双					
		, iii		方の代表者の履歴書(様式は FWO の Web ページから入手ください)を提出する必要が					
				あります。いずれの履歴書も、ベルギー側の電子申請において、ベルギー側の代表者による登録が必要ですので、ご留意ください。					
						+ 1.650 コーロ) 及び充済患			
				・ベルギー側の支給額は、日当 66 ユーロ(1 月あたり最大 1,650 ユーロ)及び交通費 となります。FWO が指定する旅行代理店を通じて手配することなどが必要となりますの					
				で、詳細はベルギー側代表者から FWO に確認してください。 【参照】https://www.fwo.be/media/1023717/fwo-gemachtigde-kantoren-					
				reisagentschappen_20190829.pdf					
-				reisagentsonappen_zoraooza.pui					

	担当者等	Mrs. Tinne Jacobs: Advisor International Affairs, JSPS-FWO Joint Exchange Project Mrs. Annelies Coudron: Account administrator international mobility
(参考)FWO 担当者	電話番号	+32 (0)2 550 15 44 (Mrs. Jacobs) +32 (0)2 550 15 96 (Mrs. Coudron)
連絡先	Email	Tinne.Jacobs@fwo.be (Mrs. Jacobs) interprog@fwo.be (Mrs. Coudron)
	ウェブサイト	https://www.fwo.be/en/fellowships-funding/international-collaboration/mobility-projects/cooperation-with-japan/

【チェコ】チェコ科学アカデミー(Czech Academy of Sciences: <u>CAS</u>)

							セ:	ミナー
				共同	研究	-	チェコ開催	日本開催
		古光夕圻	-	日本	本学術振興会と ラ	チェコ科学ア	カデミーとの二国間	交流事業(共同研究)
		事業名称	\	Japan-Cze	ech Republic R	esearch C	ooperative Progran	m between JSPS and CAS
		募集分野	;		人文学、社	会科学か	ら自然科学までの	全ての分野
		採用予定件	-数	3	3			<u>-</u>
		実施期間]	2 年間		_	·	_
	(t	ミナーは本	会合)	初年度 採用	月年度4月1	開催	_	開催
				開始時期日		可能日		可能日
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_
	第	三国からの	多加者	_		_		_
				各年度 250 万	円以内。			
		総額	Į	かつ、総額の		_		_
振	- T			施期間で 500	万円。			
典会				相手国目的地	までの往復			
か	旅	日本側参	外国旅費	航空運賃、相	手国滞在中の	_		_
P b	費	ı "- " '		交通費、日当、	、宿泊料等			
給	内訳		国内旅費	交通費、日当、	、宿泊料等	_		_
する	相手国側参加者等		_		_		_	
振興会から支給する委託費	留音	会議費(セミナー)	_		_		_
,	意事項	海外旅行	· 信害保険	日本側参加者 行傷害保険	等の海外旅	_		_
	$C \wedge S -$	 から日本側		刀易古体陕				
		対する支給		_		_		_
	10	-7] 7 公人们	17工 只	チェコ側代表え	きから CAS ITE	□ 事業への)由語がかい場合	
				~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	こついては、チェコ側代表者か
					合わせてくださ			
				・ チェコ側の 🛭	申請受付期間は	は、令和 6(2	2024)年 6 月 10 日	(CEST)までとなります。
		備考		・ チェコ側代え	長者として申請:	できるのは	:、CAS に所属する	研究機関の研究者のみとな
				ります。				
				・ チェコ側の 共	共同研究期間は	は令和 7(20	)25)年1月1日~	令和 8(2026)年 12 月 31 日で
				す。				
				・ チェコ側の3	支給額は、1件	あたり全実	施期間で 1,000,00	00 チェコ・コルナ以内です。
				担当者等	Dr. Zdenek Kı	esl: Divisio	on of International	Cooperation
	(출	多考) CAS 担	3当者	電話番号	+420 221 403	299		
		連絡先		Email	kresl@kav.cas	.cz		
				ウェブサイト	https://www.	avcr.cz/en	/	

## 【フィンランド】フィンランド研究評議会(Research Council of Finland: <u>RCF</u>)

					日国の参加名には	TOTAL PLANE		ミナー
					共同研究	7,		日本開催
					ロオ党歩振師会しつ			交流事業(共同研究)
		事業名称	<b>T</b>					·ween JSPS and RCF
		——————— 募集分野	<del>,</del>				racive r rogram bed ら自然科学までの:	
		採用予定件			2	Z1-1 7 70	<u> </u>	
		17771 7 7 7 1	~	1年以上	 2 年以内			
	(t	実施期間ミナーは本		初年度開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	_	開催 可能日
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_
	第三	三国からの参	参加者	_		_		_
振興会		総額	<b>[</b> ]	かつ、総施期間が	50 万円以内。 額の上限額は全実 「1 年間の場合は 、2 年間以内の場 ) 万円。	_		
振興会から支給する委託費	旅費内	日本側 参加者 等	外国旅費	航空運賃 交通費、	目的地までの往復 電、相手国滞在中の 日当、宿泊料等	_		_
る	訳		国内旅費	交通費、	日当、宿泊料等			
安   託			参加者等			_		_
費	留	会議費(	セミナー)	-				_
	意事項	海外旅行	<b>示傷害保</b> 険	日本側参 行傷害係	泳加者等の海外旅 段険	_		_
		から日本側 対する支給		_		_		_
		備考		となります 代表者か ・フィンラ	フィンランド側代表者から RCF に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。 RCF での申請手続きの詳細については、フィンランド側代表者から RCF へ問い合わせてください。 ・フィンランド側の申請受付期間は、令和 6(2024)年8月21日~9月25日を予定していますが、詳しい日程は RCF の募集要項をご確認ください。 ・フィンランド側の支給額は、1件あたり全実施期間(2年)で30,000ユーロ以内です。			
	•			担当者	等 Ms. Ulla Ellme	n: Science	Adviser	
	( 💈	参考)RCF 担	当者	電話番	号 +358 29 533 5	5011		
		連絡先		Email	l ulla.ellmen@ak	a.fi		
				ウェブサ	イト https://www.a	aka.fi/en/		

#### 【フランス】国立保健医学研究所(Institut National de la Santé et de la Recherche Médicale : <u>Inserm</u>)

							セミナ	<del>-</del> —	
				<b>き</b>	<b></b>	7	ランス開催		日本開催
		事業名称	7				保健医学研究所との二回 erative Program betw		
		募集分野	7				lealth (備考欄もご確		
		採用予定件	·		_		1		_
		JAN 13 1 7C11		_		2~3 日	2~3 日		
	(t	実施期間ミナーは本	-	初年度開始時期	_	開催可能日	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催可能日	_
	参加	者の渡航受	入条件	_			プランス側参加者 含む)が各 10 名	_	
	第	三国からの教	参加者	_			参加を認めるが委 負担しない。	_	
		総額	<u></u>			総額の上	限額は 250 万円。	_	
振興会から支給する委託費	旅費	日本側参加者	外国旅費	_		空運賃、村	的地までの往復航 目手国滞在中の交 á、宿泊料等	_	
らま	内	等	国内旅費	_		交通費、日当、宿泊料等		_	
給	相手国側参加者等			_		-		_	
する 委	福子国側参加有等 する 留 会議費(セミナー) 会議費(セミナー)			_		日本開催 会(各1回	の準備会及び整理 ]以内)	_	
託費	事項	海外旅行	<b>于傷害保険</b>	_		日本側参加	日本側参加者等の海外旅行 傷害保険		
Ir		から日本側対する支給		_		_		_	
		備考		と代・す。 ・で。 ・で。 ・で。 ・ cance ・ health ・ person ・ health ・ person ・ で変した。	すのでご注意くだいら Inserm へ問して側の申請受付になりにないますが、これでは、Lを行いますが、これでは、Lerative medicinedical imaging technologies ("nalized medicineの研究室からの参いが参加者は Insect ス側では令和 7(2)	さい。Inserm N合わせてく 期間は、令系 ife Science これらのテー food, neurod omics tech erm で勤れ 2025)年1月	業への申請がない場での申請手続きの記ださい。 □ 6(2024)年 9 月 3 日 and Health の分野に マに該当しない応募を egenerative diseases nologies/robotics) 申請が優先的に採用 ている者とします。 1 日より支援が開始 12,000 ユーロ以内で	詳細につい 10:00(CE おいて、下 を妨げるも ) 計されます されます。	では、フランス側 ST)までとなりま 記を重点テーマと のではありませ 。また、フランス側

(22) HUZ	担当者等	Mr. Hugues Boiteau: Département des Partenariats et des Relations Extérieures (DPRE)
(参考)Inserm 担当者 連絡先	電話番号 +33 (0)1 44 23 62 12	
是	Email	hugues.boiteau@inserm.fr
	ウェブサイト	https://www.inserm.fr/en

# 【フランス】ヨーロッパ・外務省一高等教育・研究省 (Ministry for Europe and Foreign Affairs - Ministry of Higher Education and Research: MEAE-MESR)

					# <b>=</b> ##		セミ	 シナー		
					共同研究 ————————————————————————————————————	フ	ランス開催		日本開催	
							ーロッパ・外務省-高等		咒省との	
		事業名称	<b>T</b>				業(SAKURA プログラ			
					•		ted Action Progran			
		募集分野				:会科学か 	ら自然科学までの含	全ての分割	Ť	
		採用予定件	- 数		12			<u> </u>	<del>_</del>	
		- <del></del> 14- U= 00	_	1年以上	2 年以内 	_	· <del>·</del> ······	_	· <del></del>	
	(t	実施期間ミナーは本		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催 可能日	_	開催 可能日	_	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_		
	第	三国からの参	参加者	_		_		_		
振興会		総額	Į	かつ、総額施期間が	00 万円以内。 額の上限額は全実 1 年間の場合は 、2 年間以内の場 万円。	_		_		
振興会から支給する委託費	会から支 大統一 日本側 外国旅費 がまである。 第 国内旅費			相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中 の交通費、日当、宿泊料 等		_		_		
委	D/\	おえ同の		交通費、日当、宿泊料等		_		_		
費	成刀		参加者等	_		_		_		
	留意事	会議費(	セミナー)			_		_		
	事 項	海外旅行	<b>う傷害保険</b>	日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		_		_		
		EAE-MESR	_							
		日本側参加 [。] 対する支給		_		_		_		
		備考		は無効と は、フラン ・フランス ・ 本 接を行 ・ フランス す。	フランス側代表者から MEAE-MESR に同事業への申請がない場合、我が国でのほは無効となりますのでご注意ください。MEAE-MESR での申請手続きの詳細についは、フランス側代表者から MEAE-MESR へ問い合わせてください。 ・フランス側の申請受付期間は令和 6(2024)年 9 月 3 日(CEST)までとなります。 ・本事業は、日仏の優れた若手研究者が、革新的な日仏学術交流を開始するため支援を行うものです。 ・フランス側の共同研究期間は、令和 7(2025)年 3 月~令和 8(2026)年 12 月 31 す。 ・フランス側の支給額は、1 件・各年度あたり 6,000 ユーロ以内です。			がの詳細について でとなります。 を開始するための 6)年 12 月 31 日で		
	نيلو /	<u> </u>	MECD	担当者等	<b>等</b>		Project Manager, C f France to Japan	Office for S	Science and	
		≷考)MEAE- 担当者連絡		電話番-	号 +81 3 5798 60	)41				
		但当有理能	ガモ	Email	phc-sakura.to	kyo-amba	@diplomatie.gouv.fr			
				ウェブサ・	イト https://www.d	campusfra	nce.org/fr/sakura			

## 【ドイツ】ドイツ学術交流会(German Academic Exchange Service: <u>DAAD</u>)

					I TIT odo		セミ	ナー	
				<b>共</b> 同	研究	ドイ	ツ開催	日本開催	崖
		事業名称	;	E	本学術振興会と	ドイツ学術交流	えんの二国間交流	<b>杰事業(共同研究)</b>	
				Japan-0				ween JSPS and D	AAD
		募集分野				会科学から自	■然科学までの全	全ての分野	
		採用予定件	·数	1	0			_	
				1 年以上 2 年	以内	_		_	
	(t	実施期間ミナーは本	-	初年度 開始時期 開始時期 31 日までの間		開催 一		開催 可能日	
	参加	  者の渡航受	:入条件	_		_		_	
		三国からの参		<b> </b>		_		_	
振興会		総額	i	各年度 200 万 かつ、総額の 施期間が 1 年 200 万円、2 年 合は 400 万円	上限額は全実 間の場合は F間以内の場	_		_	
振興会から支給する委託費	を 支 旅 日本側参 外国旅費 合 費 加者等			相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		_		-	
すっ	内 国内旅費		国内旅費	交通費、日当、宿泊料等		_		_	
委	) 訳 <u> </u>			_		_		_	
託費	留音		議費 ナー)	_		_		_	
	留意事項	海外旅行	傷害保険	日本側参加者 行傷害保険	<b>í等の海外旅</b>	_		_	
		から日本側:対する支給		_		_		_	
		備考		りますのでごえから DAAD へ ・ドイツ側のほ ・ドイツにはほ ドイツ側代表記 ・ドイツ側のま くは令和 8(20) ・ドイツ側のま	主意ください。D. 問い合わせてく 申請受付期間は DAAD の他に D 者の申請先を事 共同研究期間は 26)年 12 月 31	AAD での申請 ださい。 、令和 6(202 FG(ドイツ研究 前に十分確認 、令和 7(202 日までです。 、全実施期間が	手続きの詳細に 4)年9月10日( 究振興協会)があるしてください。 5)年1月1日か	、我が国での申請( こついては、ドイツ( CEST)までとなりま ありますので、申請 ら同年 12 月 31 日 は 18,000 ユーロ、2	則代表者 す。 の際には まで、もし
	(参	考)DAAD <u>‡</u> 連絡先	旦当者	担当者等Mr. Dennis Huck: Section P33 - Project Funding for German Language and Research Mobility (PPP)電話番号+49 228 882 220				_anguage	
				Email	huck@daad.de				
				ウェブサイト	https://www.o	daad.de/en/			

#### 【ドイツ】ドイツ研究振興協会 (German Research Foundation: <u>DFG</u>)

				小の作員と及.			セミ	ナー	
				共同社	<b></b>	F	イツ開催		日本開催
		事業名称		日	本学術振興会	とドイツ研究排	長興協会との二国間3	を流事業(セ	·ミナー)
		尹未有例	\ 	Japan-	-Germany Res	earch Coop	erative Program be	tween JSI	PS and DFG
		募集分野	7		人文学、	社会科学か	ら自然科学までの含	全ての分野	ř
		採用予定件	-数	_	-		ţ	5	
			_	_		1 週間以内		1週間以	.内
	(t	実施期間ミナーは本		初年度  _ 開始時期		開催 可能日	採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_	
	第三	三国からの	参加者	_			参加を認めるが は負担しない。		)参加を認めるが ごは負担しない。
		総額	[	_		総額の上	限額は 250 万円。	総額の上	-限額は 250 万円。
振興会か	旅費内	日本側 参加者 等	外国旅費	_		航空運賃、	的地までの往復 、相手国滞在中 、日当、宿泊料	_	
らせ			_		交通費、F	3当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	
給		相手国側	参加者等	_		_		_	
振興会から支給する委託費	留意		議費 ミナー)	_		日本開催の準備会及び整 理会(各1回以内)		・日本関	一本会合開催経費 引催の準備会(2回 を理会(1回以内)
貝	事項	海外旅行	<b>丁傷害保険</b>	_			日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		
		から日本側 対する支給		_		_		_	
		備考		ますのでご注 DFG へ問い合 ・ドイツ側代え 募し、申請書る ・ドイツには I	V側代表者から DFG に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となのでご注意ください。DFG での申請手続きの詳細については、ドイツ側代表者からへ問い合わせてください。 イツ側代表者は DFG のプログラム、"Initiation of International Collaboration"に応、申請書を令和 6(2024)年 9 月 3 日(CEST)までに提出してください。 イツには DFG の他に DAAD(ドイツ学術交流会)がありますので、申請の際にはド則代表者の申請先を事前に十分確認してください。				イツ側代表者から Collaboration"に応 い。
				担当者等	Mr. Raoul Wa	agner: Intern	ational Affairs, Scie	entific Coo	peration with Japan
	(철	参考)DFG 担	3当者	電話番号	+49 228 885	2217			
		連絡先		Email	raoul.wagner	@dfg.de			
				ウェブサイト	https://www	v.dfg.de/en/	,		

## 【ハンガリー】ハンガリー科学アカデミー(Hungarian Academy of Sciences: MTA)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

					_		セ	ミナー	
				共同 	研究	ハン	ンガリー開催		日本開催
		± 44. 15. 14.	_	日本学	学術振興会とハン	ガリー科学	アカデミーとの二国[	間交流事業	(共同研究)
		事業名称	`	Japan-	-Hungary Resea	rch Coope	erative Program be	tween JSF	PS and MTA
		募集分野	7				ら自然科学までの		
		採用予定件	-数	;	3			_	
		<del></del> 14-11= 05	_	2 年間		-		_	
	/ 1	実施期間			 月年度 4 月 1	開催		開催	
	(1	ミナーは本	会合)	開始時期日	山一及「刀「	可能日	_	可能日	_
	参加	者の渡航受		_		-		-	<u>i</u>
		三国からの		_		_		_	
				各年度 250 万	<b>万以内</b> 。				
		総額	Į	かつ、総額の	上限額は全実	_		_	
				施期間で 500	万円。				
		日本側	外国旅費	相手国目的地	までの往復	_		_	
		参加者	77四派貝	航空運賃等					
		等	国内旅費	交通費、日当	、宿泊料等	_		_	
振					)交通費、滞在				
興	旅			費					
一分か	旅				5: 14,000 円/				
乡	〉		日(24 日以内						
給	ш	相于凷側奓加百寺		/月(25 日~1		_		_	
すっ				1ヶ月を超える   ては、336,000					
振興会から支給する委託費				て 14,000 円 ×					
託				C 14,000   1 / 1   1   1   1   1   1   1   1   1	、口奴で加昇				
貝			(セミナー)	_				_	
		Z   172 SC \		日本側参加者	(生の海外族				
	留意事			■ 石本関多加名 ■ 行傷害保険	サの海が水				
	事	海外旅行	<b>亍傷害保険</b>	■ 17 陽 日 床 校 ■ ※相手国側参	∜加者等の海	_		_	
	項	7-77 1 210 1	אנואן בו נפו ל		と 険は MTA が				
				負担。					
	MTA :	から日本側	参加者等	相手国滞在中	の交通費、日				
	10	対する支給	経費	当、宿泊料等		_			
				~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	国での申請は無効
				***************************************	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~		細について	ては、ハンガリー側
					TA へ問い合わ				
					側の申請受付期	間は、令種	和 6(2024)年 9 月	27 日(CE	ST)までとなりま
		備考		す。					S. I. I. == -t-1/4 P. F.
							ot Excellence″のホ	5号を与え	られた研究機関の
					る必要がありま		1+ ^> .+***	夕立1級目	ほの担党をしたいナー
				・ 相手国での す。	'口ヨ"伯汨科(=	一冲仕貨)	はハンカリ一側の	台文人機图	関の規定額となりま
					Ms. Petra KAk	(UK: Intern	national Relations	Officer De	partment of
				担当者等	International F			Joi, DC	
	(耋	多考)MTA 担	当者	電話番号	+36 1 411 615				
		連絡先		Email	kakuk.petra@t		ta.hu		
				ウェブサイト					
Ь					ウェブサイト https://mta.hu/english				

【イタリア】イタリア学術研究会議(The National Research Council of Italy: <u>CNR</u>)

				1			セミ	ミナー	
					共同研究	1	′タリア開催	日本開催	
		古光夕孙	-		日本学術振興会と	「タリア学術で	研究会議との二国間:	交流事業(共同研究)	
		事業名称	1		Japan-Italy Resea	ch Cooper	ative Program betw	veen JSPS and CNR	
		募集分野	,		人文学、社	土会科学か	ら自然科学までの含	全ての分野	
		採用予定件	数		4			_	
				2 年間		_		_	
	(七	実施期間ミナーは本		初年度 開始時期	採用年度4月1 日から同年12月 31日までの間	開催可能日	_	開催 — 可能日	
	参加	者の渡航受	:入条件	_		_		_	
	第三	三国からの参	多加者	_		_		_	
振興	総額 振 興			かつ、総	20 万円以内。 額の上限額は全実 『240 万円。	_		_	
振興会から支給する委託費	旅費	日本側 参加者 等	外国旅費		l的地までの往復 『、日当、宿泊料	_		_	
お	内訳	ग	国内旅費	交通費、	日当、宿泊料等	_		_	
ゑ		相手国俱	参加者等	_		_		_	
安託費	留意事		議費 ナー)	_		_		_	
	項	海外旅行	傷害保険	_		_		_	
(から日本側を対する支給		_		_		_	
				りますの から CNF	でご注意ください。(R へ問い合わせてく	CNR での申 ださい。	申請手続きの詳細に	、我が国での申請は無効となこついては、イタリア側代表者	
		備考		に限りま	र् 。			管する研究所に所属する者	
				・イタリフ		件·各年度		🛮 8(2026)年 12 月です。 以内、かつ、総額の上限額	
				担当者等	Dr. Frances	sca Argenio)		
	(耄	参考) CNR 担]当者	電話番号	+39 06 499	3 3130			
		連絡先		Email	francesca.a	rgenio@cnr	r.it		
				ウェブサ	イト https://ww	w.cnr.it/en			

【リトアニア】リトアニア研究評議会(Research Council of Lithuania : <u>RCL</u>)

							セミ・	<u></u> ナー	
				共同研	开究	IJŀ.	アニア開催	-	日本開催
		事業名称	尓				議会との二国間交流事 erative Program bet		
		募集分野	Ť		人文学、社	L会科学から	自然科学までの全	ての分野	
		採用予定例	牛数	2			1		
		 1- 4- 0	-	1年以上2年以	人内	1 週間以内		1週間以	内
	(セ	実施期間ミナーは本		初年度 日か 関始時期 日か	用年度 4 月 1 いら翌年 3 月 日までの間	開催 採用年度 4 月 1 日から翌年 3 月 可能日 31 日までの間		開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間
	参加	者の渡航気	受入条件	_		_		_	
	第三	三国からの	参加者	_			参加を認めるが は負担しない。)参加を認めるが 「は負担しない。
		総客	頁	各年度 250 万円 かつ、総額の上 施期間で 500 万	.限額は全実	総額の上	限額は 250 万円。	総額の上	:限額は 250 万円。
振興会が	日本側 外国旅費 外国旅費		相手国目的地間 航空運賃、相手 の交通費、日当 等	国滞在中	航空運賃、	的地までの往復 、相手国滞在中 、日当、宿泊料	_		
から	訳国内旅費	交通費、日当、	宿泊料等	交通費、E	3当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等		
支給		相手国侧	則参加者等	_		_		_	
振興会から支給する委託費	KII	会議費	(セミナー)	_		日本開催の準備会及び整 理会(各1回以内)		・日本開	一本会合開催経費 引催の準備会(2回 整理会(1回以内)
費	留意事項	海外旅行	亍傷害保険	日本側参加者等行傷害保険 ※相手国側参加 外旅行傷害保険 りかい かいしん かいしん かいしん かいしん かいいい かいいい かいいい はいいいい かいいい かいいいい はいいいいい はいいいいいいいい	叩者等の海	日本側参加行傷害保証	加者等の海外旅 険]側参加者等の海 語害保険は RCL が
F		いら日本側 対する支約		_		_		_	
		備考		リトアニア側代表者から RCL に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無りますのでご注意ください。 RCL での申請手続きの詳細については、リトアニア側から RCL へ問い合わせてください。 ・ リトアニア側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 5 日(EEST)までとなります。 ・ リトアニア側の支給額は、共同研究は1件あたり全実施期間で 100,000 ユーロリまた、セミナーは 1 件あたり 20,000 ユーロ以内です。				Jトアニア側代表者 でとなります。	
	(参	考)RCL 拉	日当老	担当者等	Cooperation	Unit	ene: Programme Co	oordinator,	International
	(3)	連絡先		電話番号	+370 676 18				
		たこかい プレ		Email	asta.aleksan		lmt.lt		
				ウェブサイト	https://www	.lmt.lt/en			

【オランダ】オランダ科学研究機構(Netherlands Organisation for Scientific Research: <u>NWO</u>)

				#==	T crito		セミ	ミナー	
				共同研	† 统	オ ⁻	ランダ開催		日本開催
		事業名称	:	日才	字術振興会	とオランダ科	学研究機構との二国	間交流事業(セミナー)
		事未 1 彻	1	Japan-N			operative Program		
		募集分野			人文学	、社会科学	から自然科学までの	り全ての分野	7
		採用予定件	·数	_				3	
				_		1 週間以内		1週間以降	勺
	(セ	実施期間		初年度 開始時期		採用年度 4 月 開催 1 日から翌年 3 可能日 月 31 日までの 間		開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間
	参加	者の渡航受	:入条件	_		_		_	
	第三	三国からの参	参加者	_			参加を認めるが は負担しない。		参加を認めるが委 負担しない。
		総額	į	_	_		限額は 250 万円。	総額の上	限額は 250 万円。
振興会か	旅費	日本側 参加者	相手国目的地までの往復 外国旅費 一 航空運賃、相手国滞在中の 交通費、日当、宿泊料等		_				
から	内訳	等	国内旅費	_		交通費、E	3 当、宿泊料等	交通費、日	日当、宿泊料等
支給		相手国側	参加者等	_		_		_	
振興会から支給する委託費	留意		議費 ナー)	_			日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		-本会合開催経費 催の準備会(2 回以 会(1 回以内)
費	事項	海外旅行	傷害保険	_		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		_	
ı		から日本側 対する支給		_		_		_	
						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			での申請は無効と
								細について	よ、オランダ側代表
		備考		者から NWO イ				T 4400/01	-0-1
					ル 申請受付:	期间は、令権	和 6(2024)年 9 月 3	日 14:00(CI	:81)までとなりま
				す。 ・ナランダ側の	の支給額け	1 件あたい	15,000 ユーロ以内	ってす	
				担当者等					
	(参	≽考)NWO 担	3当者	電話番号					
		連絡先		Email	bezoekersbeurzen@nwo.nl				
				ウェブサイト		ww.nwo.nl/e			

【ポーランド】ポーランド科学アカデミー(Polish Academy of Sciences: PAN)

派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。セミナー本会合の開催経費は開催国が負担します。

				共同研究		セミナー			
				可天	可研究	ポ-	ーランド開催	日本開催	
		事業名称	F	日本学術振興会とポーランド科学アカデミーとの二国間交流事業(共同研究・セミナー)					
		尹未 11/1	\	Japan-Poland Research Cooperative Program between JSPS and PAN					
		募集分野	7	人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
		採用予定件	数		2 1				
				2 年間		1週間以	内	1 週間以内	
	(1	実施期間 zミナーは本		開始時期日		採用年度4月1 開催 日から翌年3月 31日までの間		開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間
	参加	1者の渡航受	入条件	派遣、相手国	の日本側参加者等 相手国側参加者等受 滞在日数は原則各 日以内。 日以内。		相手国側参加者等の日本 滞在期間の総計は原則 50 人・日以内。		
	第.	三国からの	参加者	_)参加を認めるが では負担しない。)参加を認めるが は負担しない。
	総額			各年度 250 7 かつ、総額の 施期間で 500)上限額は全実	総額の上限額は 250 万円。			
		日本側 参加者	外国旅費	相手国目的地までの往復 航空運賃等		相手国目 航空運賃	的地までの往復 [等		
		等	国内旅費	交通費、日当	á、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等
振興会から支給する委託費	旅費内訳	相手国側参加者等		日本滞在中の交通費、滞在 費等 ※滞在費単価: 14,000 円/ 日(24 日以内)、336,000 円 /月(25 日~1 ヶ月) 1ヶ月を超える計算につい ては、336,000 円を上限とし て14,000 円×日数を加算 する。		_		日本滞在中の交通費、滞 在費等 ※滞在費単価: 14,000円/日(24日以内)	
	留意車	会議費(セミナー)	_		日本開催の準備会及び整 理会(各 1 回以内)		・セミナー本会合開催経費 ・日本開催の準備会(2回 以内)、整理会(1回以内)	
	事項	海外旅行	于傷害保険	相手国側参加 旅行傷害保险	加者等の海外 険			相手国側参加者等の海外 旅行傷害保険	
		から日本側		相手国滞在中		相手国滞在中の交通費、		_	
	15	<u>対する支給</u> 備考	経費	日当、宿泊料、保険料等 日当、宿泊料、保険料等 ポーランド側代表者から PAN に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無となりますのでご注意ください。 PAN での申請手続きの詳細については、ポーランド代表者から PAN へ問い合わせてください。 ・ポーランド側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 3 日(CEST)までとなります。 ・ポーランド側の支給額は、共同研究は 1 件・各年度あたり 13,500 ポーランドズロラ内、かつ、総額は全実施期間で 27,000 ポーランドズロチ以内です。また、セミナーは件あたり 13,500 ポーランドズロチ以内です。			は、ポーランド側 きでとなります。 ポーランドズロチ以		
	(-	参考)PAN 担 連絡先	⊒当者	担当者等 Ms. Renata Kuskowska 電話番号 +48 (0)22 1826511 Email renata.kuskowska@pan.pl ウェブサイト https://pan.pl/en/					
				7-2 771	Treeps.//pari.pr	, 511/			

【スロベニア】高等教育科学イノベーション省(Ministry of Higher Education, Science and Innovation : <u>MESI</u>)

				セミナー						
				共同研究	共同研究スロベニア開催				日本開催	
		車業 夕新	-	日本学術振興会とスロベニア高等教育科学イノベーション省との二国間交流事業(共同研究)						
事業名称 ————————————————————————————————————				Japan-Slovenia Research Cooperative Program between JSPS and MESI						
募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野						
		採用予定件	-数	4 –						
				1年以上2年以内		_		_		
	(t	実施期間ミナーは本	-	初年度 初年度 開始時期 31 日まで	年 3 月	月 開催			_	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_				
	第三	三国からの参	参加者	_		_				
振興会	総額			施期間が1年間の	つ、総額の上限額は全実 期間が1年間の場合は)万円、2年間以内の場ーー			_		
振興会から支給する委託費	旅費内	日本側 参加者 等	外国旅費	相手国目的地までの 航空運賃、相手国際 交通費、日当、宿泊	帯在中の 日料等	_		_		
る	訳		国内旅費	交通費、日当、宿泊	料等	_				
委		相手国側参加者等		_		_				
費	留意	会議費(セミナー) 海外旅行傷害保険		_		_		_	_	
	事項			日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		_		_	_	
N		から日本側: 対する支給		_		_		_		
		備考		スロベニア側代表者から MESI に同事業への申請がない場合、我が国での申請は無効となりますのでご注意ください。MESI での申請手続きの詳細については、スロベニア側代表者から SRIA (Slovenian Research and Innovation Agency)へ問い合わせてください。 ・スロベニア側の SRIA への申請受付期間は、令和 6(2024)年9月6日(CEST)までとなります。 ・スロベニア側では博士号を取得後5年未満の若手の研究代表者による申請が優先して採用されます。 ・スロベニア側の実施期間は令和7(2025)年4月1日から令和9(2027)年3月31日です。 ・スロベニア側の支給額は、全実施期間が1年間の場合は6,000ユーロ以内、2年間以内の場合は12,000ユーロ以内です。					には、スロベニア側 い合わせてくださ 6 日(CEST)までと による申請が優先 027)年3月31日	
	(参	s考) MESI 担		1. Ms. Petra Kodra: International Cooperation and European Affai Service, MESI 2. Ms. Maja Kranjc Todorović: Department for International Cooperation and Popularization of Science, SRIA					ternational	
連絡先				電話番号			77 (Ms. Petra Kod 21 (Ms. Maja Krar	•	ć)	
				Email		_	(Ms. Petra Kodra s.si (Ms. Maja Krai		ić)	
				maja.kranjc@aris-rs.si (Ms. Maja Kranjc Todorović) ウェブサイト http://www.arrs.si/sl/medn/dvostr/drzave/Japonska/razpisi/						
				/ - / / I Incep./ / Hitth.art 5.5// 5// Hibari/ avosal/ arzavo/ baporiska/ razpisi/						

【英国】王立協会(The Royal Society)

				共同研究			セミナー			
						英国開催			日本開催	
		市業夕新	-	日本学術振興会と英国王立協会との二国間交流事業(共同研究)						
		事業名称	, 	Japan-UK Research Cooperative Program between JSPS and The Royal Society						
		募集分野	ř	自然科学						
	採用予定件数				10			_		
		実施期間	₹	2 年間		-				
	(+	ミナーは本		初年度	採用年度4月1	開催		開催		
	` -	10	207	開始時期	日	可能日	_	可能日	_	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_		
	第三	三国からの	参加者	_		_		_		
				各年度 2	00 万円以内。					
l		総額	Į.	かつ、総	額の上限額は全実	_		_		
振鯛			T		5 400 万円。					
会		日本側			的地までの往復					
から	旅	参加者等	外国旅費		航空運賃、相手国滞在中の一				_	
支	費内				日当、宿泊料等					
給	訳		国内旅費	交通費、	日当、宿泊料等	_		_		
3			则参加者等	_		_		_		
振興会から支給する委託費	留	会議費		_		_		_		
費	意	(セミ	ミナー)		1-+#-~ *					
	事項	海外旅行傷害保険			別別で 別別で 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の 別の	_		_		
	- 1	l C: t	からロオ側	行傷害保	快					
		/al Society : 等に対する		_	_		_			
	シル 1日	寺に刈りる)人和社員	苗国側代	表者から The Roya	l Society I	- 同事業への由語:	<u> </u> がかい提会	・ 我が国での由語	
				は無効となりますのでご注意ください。The Royal Society での申請手続きの詳細については、英国側代表者から The Royal Society へ問い合わせてください。						
				・日本側代表者・参加者について、英国側で独自に定めている要件があります。詳細は						
				The Royal Society の募集要項を参照してください。						
		備考		・ 英国側の申請受付期間は、令和 6(2024)年 9 月 26 日 15:00(BST)までとなります。						
				・ 同一の研究課題を共同支援することを目的としていますが、場合によっては上記採						
				用予定件数の範囲外で、英国側のみが支援を受ける可能性があります。						
				・ 英国側の共同研究期間は 2 年間で、令和 7(2025)年 3 月 31 日までに開始されること						
					となります。					
					の支給額は、1 件あ		施期間(2 年)で総額	頂 12,000 ホ	シド以内です。	
				担当者						
	(参考	The Roya	l Society	電話番						
		//···。·ю/。 担当者連絡		Email			@royalsociety.org			
			-	ウェブサ	1 h 1	ociety.org	/grants-schemes-	awards/gra	nts/international-	
				exchanges/						

【オープンパートナーシップ】共同研究/セミナー(OP)

日本側参加者等に係る経費のみを負担します。

				# = # = # = 1		セミ	ミナー			
					共同研究 相手国開催				日本開催	
	┃ ┃ 事業名称				オープンパートナーシップ共同研究/セミナー					
事未 有你					JSPS Bilateral Open Partnership Joint Research Projects/Seminars					
	募集分野				人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野					
	採用予定件数				共同研究、セミナーを併せて 60 件					
				1 年以上 2 年以内		1 週間以内		1 週間以内		
	(t	実施期間ミナーは本	-	初年度 開始時期	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	開催可能日	採用年度4月1 日から翌年3月 31日までの間	
	参加	者の渡航受	入条件	_		_		_		
	第	三国からの	参加者	_)参加を認めるが 『は負担しない。	_	D参加を認めるが ごは負担しない。	
	総額			かつ、総 施期間か	00 万円以内。 額の上限額は全実 「1 年間の場合は 、2 年間以内の場) 万円。	総額の上	総額の上限額は 200 万円。総額の上限額は 200 7			
振興会か	旅費内訳	日本側外国旅費		相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中 の交通費、日当、宿泊料等		相手国目的地までの往復 航空運賃、相手国滞在中 の交通費、日当、宿泊料等		_		
らす		等	国内旅費	交通費、	日当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	交通費、	日当、宿泊料等	
給		相手国側参加者等		_		_		_		
振興会から支給する委託費	留音	会議費 (セミナー)		_			ビの準備会及び整 1 回以内)	・日本閉	一本会合開催経費 開催の準備会(2 回 整理会(1 回以内)	
	留意事項	海外旅行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		日本側参加者等の海外旅 行傷害保険		_		
木	相手国から日本側参加者等 に対する支給経費				_		_		_	
	備考				本会は相手国側参加者等に係る経費を負担しないため、相手国側代表者が、自らの 交流経費を相手国の学術振興機関等から得ることを奨励しています。この経費の支出 元となる機関や事業に指定はありません。なお、当該経費の有無は審査にあたっての 判断の一要素となる可能性があります。					

二国間交流事業:共同研究・セミナー 経費の取扱いについて

独立行政法人日本学術振興会 国際事業部 研究協力第二課

【1】 事業の実施方法

二国間交流事業における研究課題の実施に当たっては、代表者の所属機関に対して、独立行政法人日本 学術振興会(以下「振興会」という。)が業務委託する方法(振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る契 約(業務委託契約)を締結)により行います。

業務委託契約により支払われた委託費は、**日本側参加者に使用する経費です**。本事業は、交流相手との 経費相互負担を前提としておりますので、相手国側参加者の来日に要する経費(航空券、滞在費等)及び、 相手国側参加者が自国において必要とする経費(共同研究に必要な消耗品購入、セミナー開催経費、セミナー参加旅費<来日に要する旅費を含む>等)は、原則として相手国側の負担とします。

【2】委託費の使途

(1)委託費の構成、内容、主な使途

原則として、募集要項「5. 本会支給経費」に記載のとおりですが、「物品費」「人件費・謝金」「その他」の主な使途や留意事項については、【表1】及び「※次のものに使用することはできません。」を参照してください。 経費の支出や手続、取得した物品等の管理に当たっては、受託機関の規程等に従ってください。 【表1】物品費/人件費・謝金/その他の主な使途・留意事項

【表 1】は本事業の経費の執行に当たり、支出可能な経費を網羅したものではありません。本事業が**研究の発展に資する人的交流の促進**を目的としていること、経費の使用に当たっては、税金を原資としていることに鑑み説明責任が求められることにご留意ください。また、事業の遂行に必要かどうか経費の支出の妥当性を判断した上で、社会通念上、妥当な金額となるよう適切に使用してください。

縚	 E費費目	使途						
!	物品費	共同研究・セミナーの実施に必要な備品・消耗品を購入するための経費 留意事項 ・ 購入した備品・消耗品の所有権は、受託機関に帰属します。 ・ 相手国側開催セミナーの場合、相手国において使用するものは委託費から支出できません。 ・ 支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行ってください。						
人化	牛費·謝金	共同研究・セミナーの実施に協力(資料整理、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等 図意事項 ・該当の支出がある場合、日本国内に居住する者の日本国内旅費に限り、委託費における「国内旅費」への計上が可能です。 ・雇用契約の締結においては、受託機関が契約の当事者となってください。雇用に当たっては法令等に基づき適正な手続を行ってください。 ・雇用に伴う間接的な経費(社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の法定福利費等)の支出も可能です。						
その他	会議費	共同研究・セミナーの実施に必要な <u>日本国内の</u> 会議室及び会議に係る器具備品の借料、会議に伴う茶菓・弁当その他これらに類する飲食物(アルコール類を除く。) 図意事項 ・ セミナーについては以下に係る経費を含みます。 相手国開催: 準備会、整理会は各1回以内 相手国での本会合に係る会議費には使用不可 日本開催: 本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内) 本会合開催時のレセプション経費(アルコール類を除く。)、業者委託費等を含む。 ・ 飲食代やレセプション等に関する支出は必要最低限にとどめ、受託機関における関係規定に照らし妥当性を判断するとともに、社会通念、説明責任の観点からも、適正な支出に十分配慮してください。						
	その他(諸経費)	1. 共同研究の実施に必要な印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手・電話等)、運搬費、研究活動費(ベンチフィー)、リース・レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器、器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用、学会参加費)、海外旅行傷害保険、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額等 2. セミナーの開催に必要な印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手・電話等)、運搬費、セミナー会場借り上げ費、リース・レンタル費用(コンピュータ、自動車等)、旅費以外の交通費、ウェブサイト作成費用、海外旅行傷害保険、不課税取引・非課税取引に係る消費税相当額等 図意事項 ・ 海外旅行傷害保険は過度に高額な支出とならないよう留意してください。 ・ セミナーについては以下も参照してください。 相手国開催: 相手国において使用するものは委託費から支出できません。 日本開催: 本会合開催時のエクスカーション経費を含む。						

※次のものに使用することはできません。

- ① 不動産取得に係る経費
- ② 共同研究・セミナーの日本側及び相手国側代表者と、相手国側参加者等に対する人件費・謝金
- ③ 相手国開催セミナーの本会合に係る印刷製本費
- ④ アルコール飲料代
- ⑤ 自己都合(受託機関の都合による場合を含む。)による、旅費や会場借料等のキャンセル料(なお、自己都合に該当するか否かについては受託機関の取決めに従ってください。)
- ⑥ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑦ そのほか、事業と直接的な関係が認められない経費

(2)消費税

委託費には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

- ○:甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能(双方の事業に申請できる)
- △:甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
- ▲:甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可(甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する)。
- ×:乙欄の事業に申請できない(甲欄の事業のみ実施する)。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。
- : 同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる(甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ 実施する)。

乙欄 甲欄	(共同研究、セミナー)二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業	
		新規	新規	新規	新規	新規
二国間交流事業	新規	Δ	0	0	0	0
(共同研究、セミナー)	継続	Δ	\circ	0	0	0
国際共同研究事業	新規	0	_	•	•	•
四际六门训九争未	継続	0	—	×	×	×
日独共同大学院プログラム	新規	0	•	—	•	•
口法六四八十四ノコノノム	継続	0	×		×	×
研究拠点形成事業	新規	0	•	•		•
判 力规点///从	継続	0	×	×	—	×
日中韓フォーサイト事業	新規	0	•	A	A	_
ロヤキキクパクイド芽未	継続	0	×	×	×	